

第六十八回 参議院 地方行政委員会 會議録 第四号

昭和四十七年三月十六日(木曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

三月十四日

辞任

吉田忠三郎君

補欠選任

和田 静夫君

出席者は左のとおり。

委員長

玉置 猛夫君

理事

寺本 広作君

増田 盛君

占部 秀男君

河田 賢治君

柴立 芳文君

高橋 邦雄君

原 文兵衛君

若林 正武君

神沢 浄君

小谷 守君

杉原 一雄君

和田 静夫君

上林繁次郎君

藤原 房雄君

中沢伊登子君

委員

國務大臣

自治 大臣

政府委員

人事院事務総局

任用局長

自治大臣官房長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省財政局長

岡田 勝二君

皆川 迪夫君

宮澤 弘君

林 忠雄君

鎌田 要人君

自治省税務局長 佐々木喜久治君

消防庁長官 降矢 敬義君

説明員

自治大臣官房参事官 石川 一郎君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査

(昭和四十七年度地方財政計画に関する件)

(昭和四十七年度自治省の施策及び予算に関する件)

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十四日、吉田忠三郎君が委員を辞任され、その補欠として和田静夫君が選任されました。

○委員長(玉置猛夫君) 地方行政の改革に関する調査のうち、昭和四十七年度地方財政計画に関する件を議題といたします。

まず説明を聴取いたします。渡海自治大臣。

○國務大臣(渡海元三郎君) 昭和四十七年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

昭和四十七年度におきましては、景気の停滞による地方一般財源の伸び悩み、地方税負担の軽減

についての強い要請、社会資本の整備、社会福祉

の充実等のための財政需要の増大等並びに財政

環境のもとにおいて、国と同一の基調により、従

来にも増して財源の重点的配分と経費支出の効率

化に徹し、節度ある行財政運営を行なう必要があ

ります。

昭和四十七年度におきましては、このような財

政環境の変化に対応することができるよう、地方

財源の確保に配慮しつつ、住民負担の軽減合理化

を推進するとともに、長期的、計画的に地方の行

政水準の一層の向上をはかり、あわせて地方公

営企業の健全化をさらに促進することを目的とし

て所要の措置を講ずることとしていたしております。

次に、昭和四十七年度の地方財政計画の策定方

針及びその特徴について申し上げます。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の

住民税、個人の事業税などについてその軽減合理

化をはかることとありまして、減税額は初年度一

千五百三億円となる見込みであります。

第二は、地方一般財源の伸びの鈍化、地方税の

大幅減税、財政需要の状況等を考慮して、地方財

源の確保をはかることとあります。

このため、(一)昭和四十七年度に限り、国の一般

会計から臨時地方交付金一千五百億円を交付

税特別会計へ繰り入れ、(二)交付税特別会計にお

いて、資金運用部資金から一千六百億円を借り入

れ、(三)公共投資の拡大に伴う地方費の増加に対処

するとともに地域の特性に応じて生活関連社会資

本の整備をはかるため、前年度に比し、四千九百

八億円の地方債を増額する措置を講ずることとい

はしました。

また、沖縄の地方団体にかかる地方交付税の財

源に資するため、臨時沖縄特別交付金三百六十五

億円を国の一般会計から交付税特別会計に繰り入

れることとしていたしております。

第三は、地域経済社会の変動に対処し、住みよ

い環境づくりを推進することとあります。このた

め、国庫補助負担金、地方交付税及び地方債を通

じて所要の財政措置を講ずることとしていたしてお

ります。

まず、人口急増地域については、義務教育施設

の整備について国庫補助負担制度を充実改善する

ほか、各種生活関連公共施設の整備を促進するた

めの財政措置を講ずることとしていたしました。

一方、過疎地域については、過疎及び辺地対策

事業債の増額等により、これらの地域における各

種公共施設等の整備を進めるとともに、僻地医療

の確保、集落整備等総合的な過疎対策の推進をは

かることとしていたしました。

また、地域住民の生活環境の改善と安全をはか

るため、引き続き、公害対策を積極的に推進する

とともに、交通安全対策及び消防救急対策につ

いてその充実整備をはかることとしていたしてお

ります。

さらに、老人医療特別措置制度の確立等社会福

祉の充実、教育振興対策、消費者行政の推進、広

域市町村間の振興などについて必要な措置を講ず

ることとしていたしております。

第四は、各種長期計画の策定及び改定に即応し

つつ、地域の特性に応じて、地方財政の長期的見

地から社会資本の計画的な整備を推進することと

あります。このため、都市公園整備、治山、治水

事業各五カ年計画等の策定及び改定に基づく明

年度の事業の円滑な実施を確保するよう所要の措

置を講ずることとしていたしております。

また、地方道、下水道、清掃施設、住宅等住民

の生活に直結する各種の公共施設を計画的に整備

することとしていたしました。

第五は、地方公営企業の経営の基盤を強化して

その健全化をはかることとあります。このため、

公営企業金融公庫にかかる政府保証債のワクの拡

大等により貸し付け資金を増額し、貸し付け条件

を改善するとともに、地方道路公社等を新たに融

資対象に加えその業務の充実をはかるほか、公営

企業会計に対する一般会計の負担の合理化をさら

に進めることとしていたしております。

第六は、財政運営の効率化を推進することと

に、財政秩序を確立することとあります。そのた

め、定員管理の合理化、既定経費の節減をはかる

とともに、引き続き国庫補助負担事業にかかる地

方団体の超過負担の解消措置について検討し、また、住民の税外負担を解消するための措置を講ずることとしております。

なお、そのほか年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を留保することとしております。

以上の方針のもとに昭和四十七年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は十一兆七千四百九十八億円となり、前年度に對し二兆三百二十六億円、二〇・九％の増加となっております。

以上が昭和四十七年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長(玉置猛夫君) 次に補足説明を聴取いたします。鎌田財政局長。

○政府委員(鎌田要人君) お手元に「昭和四十七年度地方財政計画の説明」という資料をお配りしてございます。この資料に即しましてできるだけ簡単に補足説明をさせていただきたいと存じます。

まず第一の策定方針は、ただいま大臣から御説明を申し上げたところでございますので、三ページ目の計画の概要から説明を始めてさせていただきます。ただいま大臣から申し上げましたように、昭和四十七年度の地方財政計画の規模は十一兆七千四百九十八億円でございました。前年度に比しまして二兆三百二十六億、二〇・九％の増になつておるわけでございます。四ページ目の注のところに書いてございすように、この財政計画の規模の中には沖縄分の約一千億が含まれておりますので、昨年の計画には沖縄分がもちろん含まれておりませんので、この分を差し引きまして一九・八％の伸びでございます。前年度に對しますと——四十五対四十六の伸び率が一九・六でございましたので、プラス・二％の伸びでございます。なお、国の一般会計の予算規模は、御案内のとおり十一兆四千六百七十六億でございます。伸び率二・一・八％でございますので、財政計画の規模においては国を三千億ほど上回る、率におきまして

は国よりも二％程度低くなつておる、こういう形でございます。

次に歳入歳出について御説明を申し上げます。

三ページの第一表をごらんになっていただきますと明らかでございますが、歳入面におきまして特色といたしましては、地方税の伸びが非常に落ちておる。地方税の伸びがわずかに三千百十八億、七・七％でございます。これまた沖縄分を差し引きましてというところ七・五％しか伸びておらない。それが結局明年度の地方財政対策あるいは地方財政計画というものをたいへん困難なものにしたわけでございます。なかんずく地方税の三千百十八億の伸びの中で道府県税の伸びが、法人等の伸びの鈍化がございまして五百五十三億、二・五％しかふえておりません。この詳細は六ページ目にございす。市町村税のほうは一四・一％、二千五百六十五億円の伸びでございますが、いずれにいたしましても、ことしの四十七年度の三千百億余りの税収の伸びと申しますのは、四十五から四十六に對します伸びが六千八百億あったことを考えますと、半分以上でございます。伸び率にいたしまして、昭和四十二年以降は毎年二〇％程度地方税が伸びてきておりましたが、これが七・五％、あるいは沖縄を含めまして七・七％ということ、これはまことに異例の落ち込みでございます。

次に地方交付税、まん中ほどにございす。地方交付税におきましては、国税三税の自然増に伴う当然増は、これもわずかに千四百六十億、七％の伸びにしかありません。それに先ほど御説明申し上げました千五百億、あるいは特会借入の千六百億、あるいは沖縄分の三百六十五億を含めまして、かろうじて例年並みの伸びで二・九％、四千四百七十五億の増になつておるわけでありまして、ここからもまた沖縄分を除きますと四千十八億、一九・六％の伸びでございます。前年度の伸びの二〇・九％より一・三％程度落ちておる、こういうことでございます。

で、反面、国庫支出金の伸びが社会福祉の系

統——老人医療の公費負担制度でございすとか、あるいは児童手当の平年度化等がございまして、社会福祉系統の国庫支出金が非常にふえております。またこの3の公共事業費補助負担金のところにもございすように、公共事業、公共投資の拡大によりまする景気の浮揚をすみやかに、か、こういうことから公共事業系統におきましては三〇・六％、災害を除きました普通建設関係で二七・三％、非常に高い伸びを示しておるわけでございます。

それから地方債におきまして、前年度の約一倍、四千九百八億という伸びを示しておる。このうちの三千五百億はいわゆる財政政策的な意味合いを持った地方債でございます。

その次の使用料、手数料のところにおきましては、受益者負担制度の拡充をはかる、こういうことから一三％程度の増をはかつておるわけでございます。また、この中で高等学校の授業料につきまして、学年進行によりまして、一年新入生から現行の五割程度のアップを考へておるわけでございます。

それと見合ひに高校の需要費につきましては、需要費を増加させる、こういう形で教育内容の充実、あるいは父兄負担の軽減をはかろうとしておるわけでございます。

次に歳出でございす。歳出面におきましては、まず給与関係経費でございす。給与関係経費は、前年の給与改定の平年度化、それからこれも時間の関係で省略をさせていただきますが、教育関係——義務教育関係職員を中心とした警察職員で四千名、消防職員で約千四百名、それから警察職員で四千名、消防職員で約千四百名、そのほか一般の職員につきまして、公害、それから老人福祉あるいは児童館、清掃施設、こういったものを中心にいたしまして約二千名、正確には千九百五十一名でございますが、こういった職員の増員、全体で二万人余りの増員をはかると同時に、国家公務員の例に準じまして、既定職員の定数の縮減を約一万人程度はかつております。この人員の詳細は十六ページにございす。

それから一般行政経費といたしましては、国庫補助負担金等を伴います。いわゆる社会福祉あるいは社会保健行政の充実、こういうことに伴ひまして、特に社会福祉関係の行政経費の増加を見込んでおりますこと、それから国庫補助負担金を伴わないものの中におきまして、給与改定の先組み、並びに災害等に充てますための財源留保九百五十億を持つておるわけでございます。それから、ここに含まれておりますところの旅費、物件費、あるいは一つおきました維持補修費、こういったところにおきまして経費の効率的な使用をはかるという見地から、従来のベースの節減にさらに五割程度アップいたしました節減というものを加えておるわけでございます。

それから公債費が一億欠ける程度、九百九十九億、かなり高い伸びを示しております。これは御案内のとおり、水田利用債等の増発に伴ひまして公債費が増加を示しておるわけでございます。

一番歳出の中で伸びの大きいとございすのは、先ほど申し上げました投資的経費でございまして、この中の1と2、直轄事業と公共事業でございす。これにつきましては、先ほど申し上げました国庫支出金の増との見合ひにおきまして、地方負担におきまして公共事業で二九・三％、直轄事業で二六・八％という高い率を示しております。また、住民の生活に直接関係のございすところの住宅あるいは下水道、市町村道、清掃施設、こういったものを中心とした施設、いわゆる単独事業といわれるものでございす。それに加えて過密過疎対策事業、あるいは広域市町村圏振興整備事業、こういったものも含めまして4の一般事業費と特別事業費、これがいわゆる地方単独事業といわれるものでございす。この両方におきましてやはり三千六百六十億余り、前年度同様の二二％の伸びを確保いたしておるわけでございます。非常に苦しい財源の中で前年度並みの伸びを維持いたしておるわけでございます。

それから次の公営企業繰り出し金でございますが、これも御案内のとおり交通事業あるいは病院、水道等、公営企業が刻々悪化の状況にございますので、理由のつく限り一般会計から収益勘定あるいは資本勘定に對しまして繰り出し、または出資を行なうことにいたしまして、前年度に比しまして三百億余りの増額をはかつておるわけでございます。

それから最後の地方交付税の不交付団体における平均水準をこえる必要経費と申しますのは、これは不交付団体におきましては財源超過額がございまして、それに見合うものがここにあらがってまいるのでございまして、本来ならば不交付団体、当然超過財源が減るわけでございますから、この経費は減額を立てるということが理屈の上からは筋でございまして、不交付団体におきましては、特にいわゆるごみ戦争、あるいはその他の都市におきまして生活環境の悪化という問題もございまして、そういったところにおきまして事業費というものをむしろ増を立てたいところとございまして、増を立てるといふことはちよつとこの経費の性格上おかしゅうございまして、前年度同様イコールということにいたしております。

そこで、最後の締めくくりの形といたしましては、五ページでございますが、歳入歳出の構成比でございます。ごらんになっていただきますとおわかりのように、歳入におきまして地方税の伸びが異常に低いということを反映いたしまして、前年度に對しまして地方税の構成比が四・五%落ちております。したがって、この地方税、地方譲与税、地方交付税を含めましていわゆる地方一般財源の構成比におきまして、四十六年度の——

ここには書いてございせんが、上の三つで六四・二%が五九・八%に、やはりこの四・四%の落ち込みを示しておる。その分だけ国庫支出金におきまして一・三%、地方債におきまして三・四%構成比のウェートを高めておる、こういうこととでございます。また歳出におきましては、先ほど

申し上げましたことの繰り返しになりますけれども、投資的経費、それから公債費、こういったところのウェートが高くなりまして、その反面、給与関係経費等のウェートというものが低くなつてきておる、こういう姿でございます。六ページ以下はいわばそのさらにまた細目になっておりますが、この点につきましては、ごらんいただくというにいたしまして説明を省略させていただきます。以上で終わります。

○委員長(玉置猛夫君) 本件に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(玉置猛夫君) 次に、昭和四十七年度自治省の施策及び予算に関する件を議題といたします。すでに説明聴取は終わっておりますので、これより質疑を行ないます。

○和田静夫君 所信表明を中心としながら御質問いたしたいと思ひます。限られた時間でありまして、大都市問題の中心である区長公選制の問題、それから自治省と自治体との関係において一番大きな問題は何かということも起債の問題、そしてもう一つは人事の問題でありますから、起債の問題などについては財政のときにやらしていただくとして、人事問題、それからまた時間の都合によつては、広域市町村行政がかなり強引に進んでおりますので、それについても若干の疑義についてということと議論を進めてみたいと思ひのであります。

まず第一に、昨年の五月十八日に——渡海自治大臣は当然申し鑑を受けられておると思うのですが、本委員会が私の質問に答えて秋田自治大臣は、特別区の問題を全般的に慎重に検討するとも、区長の選挙のやり方についてもあわせて真剣に検討していかねばならないと考えております、こう述べています。両大臣の引き鑑にあり

たつての検討の結果を、所信表明の中ではこの問題一つも触れられておりませんから、どういふ結果になったのか、この機会に明らかにしたい。

○国務大臣(渡海元三郎君) 区長公選制の問題について、いま前大臣のことを申されましたが、私、実は先般区長公選に對して陳情を受けましたときに、詳細この点についていままでの経過等を聞きかしていただいた中で承知したような状態でございます。この問題につきましては、地方制度調査会でもかねがね御検討を賜わり、前に出されまして区長公選制度についてはなお引き続き検討するが、事務配分あるいは区の何と申しますか、区域の整理統合等については積極的にこれを実施された分もございまして、それらの検討をもつてなお区長公選制の問題について考えていかなければならない、このようにお答えをさせていただいた次第でございますが、地方制度調査会におきましては引き続きこのような問題も検討していただきたこと、かように考えておるような次第でございます。

○和田静夫君 実は、各議会が開かれるたびに請願運動で、公選を求める請願が非常に上がつてきます。しかし大体において委員会が、自治省の意向を受けながら、時期尚早というふうなことで採択をしていない、取り上げていない、こういうことが続いている。で、この五月の十八日の本委員会での質問をする前段、統一地方選挙をする前の議会の終了にあつたので、速記をとめての話でありましたけれども、与党の皆さんも含んで若干のやりとりをここでいたしました。そのときの理由は、事情の変更がない限りということがついてい

る。ところが、統一地方選挙が終わりました、事情の変更は明確に起こりました。御存じのとおり、社会党などを中心とする勢力というものが各區議會で非常に伸びたわけですね。その結果、野党が多数派を占めるところもたくさん出てきた。こういう中で、区長公選問題については明確に早期に結論を出すべきだ、そういう趣旨に基づいて

いま申し上げた五月十八日のやりとりが行なわれたわけですね。ところが、地方制度調査会にゆだねているのだというだけで一向に前進がないし、新しい大臣は、臨時国会では述べておられますけれども、ともあれこの間の臨時国会ときよので二つの所信表明が出ていただけであつて、そのいづれの所信表明の中にもこの問題に触れていないということになりますと、どうもプロの大臣が非常に重要なことをお忘れになつておるのじゃないかというふうに思ふのですが、その辺について決意のほどをひとつ。

○国務大臣(渡海元三郎君) 私、そのときの陳情に参りました方、これは党派を越えての区会に所属しておられる議員さんがおもてでございます。それらの方々に對しましては答えたのでございます。

御承知のとおり、本国会におきましては予定法案にも入れておりませんので、この問題は私の任期中におそらく法案として自治省が出すということはないと思ひます。しかしながら、皆さんの御意向もわかりますので、この問題は、直ちにわれわれが行なうという問題としては、大きな都制の一環の問題でございまして、前向きに地方制度調査会等におきまして御検討を願うように処理していきたいという旨の答えをしたのでござい

ます。その結果に基づきましては、私、事実行政局に對しまして、私のいま申しました答えに合うような研究調査等を進めていっていただくように各局に指令をしたと申しますか、伝えたような次第でございます。今後ともそのような方向でこの問題と取り組んでまいりたい、こう考えておるような次第でございます。

○和田静夫君 非常に私は期待をいたします。大臣をいつかもうすぐおやめになるというふうな言い方であつたのですが、あなただけは次の内閣で残つてもらつてもいいんです。渡海さんは与党の中にあつてもこの地方自治の問題では非常な力をお持ちなんです、この点はやっぱりあなたの努力をもつて、御存じのとおり東京ですつと上

がつてきている大臣に対する請願なり陳情の行動というものは与野党一つになっております。自由民主党が反対をされているわけではございません。一つになって動いている問題です。この辺はやっぱり国会の段階でも早急に処理をする、そういう態度が望ましいと思いますが、そういう前提に立って以下幾つか伺いたいと思います。

いわゆる区長選挙の確立運動、これが四十二年に練馬区を皮切りにしまして、そして中野、江戸川という形で量的にも質的にも発展を見せながら、ここから来年にかけて二十三区全部を包み込むつもりでいます。そして、おとといですか、準公選制の要求を持つところの江戸川の住民たちが、江戸川の区議会を中心として大きな盛り上がりを見せたことが新聞報道で明らかです。自治大臣は、こういう運動の高まりに対してどういう感想をいとお持ちですか。

○國務大臣(渡海元三郎君) おそらく現在の住民も、直接市町村長を公選制によって選ぶというのが、東京都の区制を除いて全部の姿になっております。東京都知事に対する感覚が即第一義的な自治体であるところの市町村長という感じに、住民とのつながりが離れておるといふところに、現在の区長公選制を有しない区民としての何と申しますか、住民の意識的な運動としてあらわれてきたんじゃないかと思えます。

それだけに、区長公選制そのものは、都制全般について考えなければならぬ問題を含んでおるのではなからうかと私は考えておるのでございませう。その意味におきまして、あくまでも慎重でなければならぬというのが地方制度調査会に出ております議論じゃなかったかと思うのでございませう。人口五十万も六十万も、小さい県に匹敵するものを持つておりながら、その地域の住民に限っては、直接的第一義的な地方団体であるところの市町村という姿の中におられないといふところに非常に問題があるんじゃないかろうか。しかし、このこと自身は都制のあり方の根本の問題もありませんので、事務の配分あるいは財源の分け

方、あるいは一連をなしておりますところの各区の調整その他の問題を都制全般としていかに取り扱いかというところを含めての検討が必要じゃないかと、かように考えますのですが、盛り上がりが出てくる住民意識と都制のあり方をどう調和させていくかというところを十分考えて何らかの措置をせなければならぬ問題であり、しかも早急にこの問題の解決に当たらないければならない時期にきている、こういうふうな気持ちでながめておるものでございませう。

前に、私、当時直接地方行政委員会におらず、離れて厚生省の政務次官をやっておった関係で、私自身は直接当たらないのでございませうが、たまたま厚生行政に関与するところの保健行政事務を区におろすんだという問題が自治法の改正で問題になりましたときに、これは厚生関係でもございませうので、直接接わらしていただいたこともございませう。現在の都制のもとでは、そのように区で解決するほうがむしろ住民により密接な行政が運営されると思われるものも、なかなか都制というもののなかでは事務の再配分もしにくかったというところを痛感しておるような次第でございませう。都制全体の環境として区長公選の問題を、一ぺん考え直さなければならぬ時期にきていると、かように考え、私のほうも行政局に對しまして、そのような事態についての研究を前向きに進めていくように先般申し渡した次第でございませう。

○和田静夫君 いま触れられました、いわゆる社会保険の厚生地方事務官、これは身分をおろす問題で、ぜひ大臣も、渡海さんが自治大臣としても少し前進させる、そういう議論を一ぺん別の機会にやりたいと思ひます。

これはきよりは抜きにしまして、よく市民参加、住民自治ということがいわれますが、これは国政の場合でもそうでありまして、自治体の場合も、大体において、プレッシャー・グループであるとか、あるいはインテレスト・グループの参加がある場合が非常に多いわけですね。地方自治の

母国といわれるイギリスあたりでもこのことが前提で、いわゆるプレッシャー・グループやインテレスト・グループの市政参加という形のものが前提になって、その上で、そこから落ちこぼれた一般市民、そのアクティブな参加をいかに確立するかという形で問題が立てられているわけですね。確かに私も、現在の区というもののいわゆる自治体としての権限、内実とかかわり合いを抜きにして、区長公選をただ一般的に主張しても始まらないと、そう思う。しかしそれは当然都制改革全体の中で考えられ、処理をされるべきでありまして、けれども、少なくともいま起こっているところの、せめて区長候補者だけでも住民の手で決めたい、そういう準公選の運動というものはプレッシャー・グループやインテレスト・グループを背景に持っているのですね。こういう意味ですぐれた近代的な私は市民運動だと思ふのです。長野前行政局長が練馬区の代表に、あなたの方のやうなところおことは木に竹をつごととするやうなものだ——長野さんと一緒にこの部屋でやりとりをしたことがあったのですが、そう言ったとか言わないとかいうことがあって、要するに自治省は、地方自治法二百八十一条の三を持ち出して、そしてこの運動にいままで水をぶっかけてきたのです。これに対しての反省というものが私はあつてしかるべきだと思ふ。この点が一つ。

時間の関係がありますからまとめてやります。それから、かつて練馬区が大島太郎さんという人の条例制定請求代表者証明書の交付申請を拒否しました。この拒否の法的根拠は何であるのか、この二点について伺いたいと思います。

○政府委員(宮澤弘君) 二点についての御質問でございませう。

一つは、候補者を住民の手で決めるといふ運動がいま盛んに起こっているけれども、それに対して自治省としてはいかに反省をしているか、こういう御質問でございませう。これにつきましましては、かねてから私どもの考え方というものを申し上げているわけですが、それは先ほども和田

委員御指摘のように、現在の地方自治法のたてまえから申しますならば、区長は、区議会が都知事の同意を得て選任するということになっているわけでございます。実質上、区議会のそういう選任権を侵すような制度というものについては現在のたてまえに反するのではないかと、そういう考え方をいたしているわけでございます。私も現在は現在においてもおそろしい考え方をいたしております。ただ現実の問題として、数年前に比べまして、一般にそういう機運が従前に比べまして盛んに出てきているというところは、これは事実問題として認識はいたしておりますが、現在の法律の解釈という点から申しますならば、区議会が実質上の選任の権限を持っているわけでございます。それから、その選任の権限に影響を及ぼすようなものは現在の制度の趣旨に反するといふ考え方を持っているわけでございます。

それから第二番目に、数年前に練馬の区議会の、区長の準公選についての問題、これについてのお尋ねでございませうが、これは当時、いわゆる準公選の条例を提案をいたしましたために、住民の代表者が区長に代表者証明書の交付を請求したところ、区の当局は、これは条例で制定すべき事項ではないといふことで、代表者証明書の交付の請求を拒否をいたしましたわけでございます。それにつきまして東京の地方裁判所、それからさらに高等裁判所の判決がございました。私も、現在のところは、その高等裁判所の判決というものも拝見をいたしましたわけでございますが、これは代表者証明書の交付自身を拒否をしたといふことは違法である、こういう判決であったと思ひます。私も、この判決自身は判決として評価をしていきたいと思ひます。

○和田静夫君 一言で言えば、区にいわゆる区長公選条例制定権がない、二百八十一条の三、こういうことですね。言われる法律の根拠というものは、そういうことですね。

○政府委員(宮澤弘君) 申し上げたいことは、区長は、区議会が都知事の同意を得て選任をするわけ

○政府委員(宮澤弘君) いま私も練馬あるいは江戸川ということで、区議会の権限との関係で「基づく」とか「尊重する」、こういうふうに表現が変

わってきていることを申し上げたのでございますが、ただいま和田委員のお話は、区議会が区民の意向を調査する、その結果を尊重して選任をする、こういうことが地方自治法に違反するかどうか、こういうお話だろうと思うのでございます。

確かに純粹の法律用語、一般的、抽象的に申しますと「基づいて」という場合と、その結果を「尊重して」という場合は、その間に表現が持つております意味なり何なりに相違があるように思われます。「基づく」ということになりまして、やはりそのこと自身に基礎を置いて判断をしていく。しかし「尊重をする」ということでありますならば、なおそのほかに判断主体の判断をする余地があるような、まず一般的な法律の用語としてはそういうことであろう。しかし私も考えますのは、実際に選挙の住民投票をいたしまして、これは区の議会の議員と同じ選挙権を持つ人たちが投票したわけでございます。こういう人たちが投票した結果、特定の人物が出てまいりました場合に、その人物以外の人を事実問題としてきめられるかどうかということになりますと、おそれることは、まずきめられないというふうに判断をいたすのが常識的であらうと思うのでございます。で、「基づいて」とあるいは「尊重して」という、表現こそ違っておりましても、やはり選挙を行ないまして、それを尊重して候補者をきめるということは、私どもは二百八十一条の三のたてまえに反するものだ、こういうふう

に考えるわけでございます。

○和田静夫君 これ、たいへんな大臣、御解釈をされるのですよね。そういうことにならないでしよう。どうしてそんなことになるのですか。「その結果を尊重する」、「これは何も地方自治法二百八十一条の三には違反しませんよ、どんなに言われたところで。あなたとしてもそうでしょう。結果的には、それに区議会の諸君が精神的影響を受ける危険性があるからという現実論を交えながら、また法の原理的な解釈に返って、そうして違反す

る、こういうことなんです。法律のしろうとですから、あなたのほうが専門家ですから、あなたのほうが正しいかもしれぬが、しろうとにわかることにはなりませんよ。いまの前後の部分はむしろ法律、全くまあ言ってみれば解釈法的なドグマでずっと通してきちゃって、途中で現実からぼつと入って最後はまたそれに返る、こんなことでは通用しない。ほくは中野区の住民投票の結果を、もつと江戸川より簡素である、江戸川は中野の経験の上に立って住民、市民の知恵というものがそこまですったのだらうと思うのですが、これが違反をするなんというところに大臣なりませんよ。これはたいへんな問題ですよ、違反なんて。法制局長官呼んでここで聞かなければなりません。法制局長官呼んで聞かなければ、この部分はひとつこの次の機会に法制局長官も来てもらって明確にしたいところです。大臣そうお思いになりますか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 私、そういう法解釈には弱いものでございまして、的確に答えることができませんが、前に述べさせていただきましたように、この種の法文の解釈は広義に解釈し得る場合と、狭く解釈する場合と、狭義に解釈する場合と、広く解釈する場合と、狭義に解釈する場合と、私はまあ行政指導といひますか行政運営といひますか、そういう面におきまして、区長選任というふうな、まあ自治体のほんとうに根本に触れる問題はできるだけ私は厳格に解釈すべきが当然である。むしろ私は現在の行政に対する検討の不備である。もしそれが、そういうことが正しいということになったならば、そのものをすばり法改正を行なうような運営をせなければならぬ。そうしないと、いまやられたような解釈の問題点が起きてくる。そういうふうな感じがいたしているのございまして、その意味におきまして、いま自治省の宮澤局長が非常に窮屈な意味で解釈して指導をしておられる行為自身を悪いと言ふんじやなくて、この種の問題の解釈にあたっては厳格にしなければなら

ないんだという観点でお答えをしておるのじやなかろうか、こういうふうな受け取っておるのでございませう。

○和田静夫君 都合の悪いところは非常に狭いんですよね、都合のいいときは広い、どちらが狭い、広いじやないんです。広狭織りまぜているんですよ。そういうテクニクですよ、いまの地方行政というのは。

もうちょっと大臣聞きますよ。なぜ言っているかというところ、この法の解釈が無理だということ、初めから承知だった。そうやって時間かせぎをしている間に区長を決めてしまおう、というハラだった。実際、高裁判決が出たときには区長が決してしまつていたから、区民の会が裁判に勝つたからといって何もできなかったんだ、これは新聞に載つた自治省の最高幹部の発言でありまして。私はここでその人の名前を言うこともできません。しかしながら、二百八十一条の三の解釈問題がからみますから、この次の機会に法制局長官に来てもらつて、黒白を明らかにして、この発言がだれの発言であつたか明らかにしよう。こうした態度こそ、行政当局者のとるべき態度であるのかどうかということをお自治大臣お含みにしながら答弁していただかないと困るんで、区長公選制の問題はきょう初めてここで討議しているんじやなくて、少なくとも私が出てきて三年間の経過があるわけですよ。その結果を踏まえながら、やきもきしながら、いま問題が起きてくるからあれしているわけですよ。新聞記者に非公式の発言をして、その政治的効果をねらうというんじやなくて、自治省としての公式な見解、それと違うものがやっぱり明確に発表されなきゃならぬ。その一部はいまお聞きしましたが、その一部について疑義がありますから法制局長官を招いてやる。これは自治大臣、その時期まで預けます。そういう形にしたいと思ひます。

○占部秀男君 ちょっと関連。

いま和田君からお話のあったこの問題は、もうこの委員会では昭和二十七年以来の問題になつて

おる。そこで、いま和田君も言われたとおり、もうそろそろ決着をつける時期になつてくるんではないかと思ふんですが、またあとでこの問題中心的にやりますけれども、一言だけ聞いておきたいことがあるんです。

自治省の中に、東京都をまたものように二十三区を市にしようという、いわゆる東京市にしようという考えがあるというのを私はある方面から聞いたわけですよ。こういうことはなければ幸いだと思ふんですが、もしもそういうような考えがある、いまの区はいわば行政区的なものになつて、おそろくもう区長公選の問題は初めから要らなくなる。こういうところにああめがあるというか、目的があるんじやないかと思ふんですが、そういう考え方は一体いままあるのかないのか、まずそういう点について検討が行なわれておるのかどうか、こういう点を大臣から、簡単にいいですか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 私自身がいま言われた東京都を市にするというふうなことは、事務当局からそういう意見もあるというふうなことを聞いたこともございませぬし、また事務当局以外からもそういうふうな御意見はまだ聞いたことはございませぬ。あるいは私が寡聞であるかも知れませんが、あるいは東京都全般の問題でそういうふうなことを議論しておられる方もあるかも知れませんが、私自身はいまお聞きするのが初めてでございます。

○占部秀男君 実は、續けて、じゃ大臣はどうかというのを聞きたいんですが、いま和田君もまたこの次のあれにやると言いますからこのままにしておきます。そのときに大臣に、そういうふうな動きがあれば、大臣としてどういう態度をとるかということをお聞きしたいと思ひますから、きょうはいいです。

○和田静夫君 国家公務員法第五十六条ですね、「採用候補者名簿に記載された者の中、採用すべき者一人につき、試験における高点順の志望者五人の中

から、これを行つたものとする。」となつてゐるわけですね。きょう人事院から天下りの問題が出ていますから天下りに入りますが、国家公務員上級職甲試験の結果、最終合格者がきまつて、これが採用候補名簿に載る。その段階から、各省からそれぞれうちたとえば法律区分を何名、経済区分を何名、こういう具体的な数の提示があつて、その数が十ならば、十かける五の五十名の名簿を届け、そしてそれぞれに各省に提示をする。そしてこの人たちらを對象に各省がいわゆる幹部職員試験をやつてそして幹部候補者ができ上がる。この過程といふのは、昨年三月十九日の参議院決算委員会において、人事院によつて、私との問答で確認をされましたね。これは確認をされましたね。

○政府委員(岡田勝二君) ただいま和田委員おっしゃつたこと、昨年そつういふお話ございまして、そのとおりでございます。

○和田静夫君 そこで人事院にお尋ねをいたしました、人事院は自治省にこの名簿の提出を四十二年二十名、四十四年二十名、四十五年十五名としたそうですが、四十六年は何名ですか。

○政府委員(岡田勝二君) 四十六年度の試験からの提示は、請求がありましたのは二十三でございます。

○和田静夫君 そこで自治省はこの名簿提出に基づいて、そして試験によつて四十二年に五名、四十四年に四名、四十五年三名、四十六年は何名の職員を採用したのですか。

○政府委員(菅川迪夫君) 四十六年度でございましょうか、四十七年度でございましょうか。

○和田静夫君 四十六年にやつたやつ。四十三年に五名でしよ、それから四十四年に四名でしよ、四十五年が三名、四十六年度、七年度——新年度。

○政府委員(菅川迪夫君) 正確な数字をちょっと記憶しておりませんが、大体十三、四名から二十名程度を毎年採用いたしております。いまのお話

は十三が三になつたんじゃないかという感じがいたします。

○和田静夫君 十三……。十三名、十四名という○政府委員(菅川迪夫君) 十三名、十四名というのを三名、四名とおつちやつたんじゃないかという感じがいたします。

○和田静夫君 十三ですか。そうすると、いわゆる四十二年からいままでのやつ、四十六年。いわゆる年度でいへば四十四年度から四十七年度總計幾らですか。

○政府委員(菅川迪夫君) ちょっと数字を持ち合ましておりませんが、恐縮でございますが、少ないときで十三、四名から大体二十名くらいまでの間を毎年採用いたしております。

○和田静夫君 この人たちらはいまどこにいます。○政府委員(菅川迪夫君) 自治省で採用いたしました新規の学校卒業生につきましては、各都道府県と協議をいたしまして、その御希望によつてそれぞれ府県に採用していただく、こういうことをいたしております。いまお話のありました年次の採用の方は、大体各府県においていま仕事をしていますと思ひます。

○和田静夫君 昭和三十三年には、こうして採用された二十人全部が自治省に採用と同時に、何らとどまることなく全員地方においていつてゐるわけですね。四十四年、四十五年、四十六年、そして今年の場合はどうですか。

○政府委員(菅川迪夫君) 各年度、一人一人がどういふことでやりましたかは、私は詳細に存じておりませんが、各都道府県が上級職員を採用するにあたりまして、その一部を国家公務員の採用者の中から採用したい、こういう希望もございまして、そういうところにつきましては自治省で実際にあつてをいたしている、こういう状況でございます。

○和田静夫君 これは去年の三月十九日の決算委員会における、いま大阪府副知事になつた岸さんと私のやりとりですが、当時官房長ですが、岸さんの答弁ですよ。「この人事院の上級職試験の合

格者の中から地方公務員を採用するというやり方は、もう多年にわたつて行なつておるわけでございます。ただいま二十名とか十五名とかいふ数字をお示しになりましたが、これは国家公務員法上の採用すべき数字というものに厳密には該当しないのではなからうか。先ほど申しましたように、地方公務員として採用するという前提で人事院にお願ひをいたしておる次第でございます。」このことを大臣御存じですか。

○国務大臣(渡邊元三郎君) 詳細には存じておりませんが、そういうことも行なつておるということはおぼろげながら承知いたしております。

○和田静夫君 なれた人の答弁にかかるとかなわぬですね。いま私が述べたような過程で、ずつと採用されてきた人がそのまゝ地方においていくといふのは多少は、出先機関です。出先機関にそのまま配属するのであれば、農林省なら農林省が、そういう場合はあり得るでしょう。ところが出先機関ではないんですから、自治省の場合は、法律的に疑義がある。これはやりとりしながら、あとになつてごまかされたなと思ひます。したがつて、きょうははつきりさせたいんです。なぜなら、県は自治省の出先ではないんですから。昨年の三月十九日の参議院決算委員会、私の質問に答えて自治省の官房長が、「私もその国家公務員の試験に合格された人、この試験に合格されたという一つの事実に着目いたしまして、その中から地方公務員を採用いたしているわけでございます。国家公務員法上の採用すべき数、あるいは国家公務員法に言う名簿の提示とは別のもとの理解をいたしております。」こう答えてい

る。そうすると、人事院にお尋ねしますが、人事院は国家公務員法に基づかない行為を自治省に對するサービスとして行なつてゐるということになる、いかがですか。

○政府委員(岡田勝二君) 私ども試験をいたしまして、最終的に採用候補者名簿をつくりまして、その段階で、各省から、何名採用したいから提示

してくれいふことで、その数に五をかけたものの数を提示しておりますので、そういうことでございまして、国家公務員として採用される予定の者を提示いたしておる、こういう考え方でございます。

○和田静夫君 人事院は一貫してゐます。明確に自治省と見解が違ひます。自治省と明確に違ひ。これは大臣、いままでほんとうに實際のことをおわかりになつてゐる大臣の登場をまさに、昨日の本会議で言つたように、待ちあぐねていたわけであつた。あなたとの間で解決したいわけですね。きょうおそらくここで答弁できないでしよ。どうですか。できれば大臣いまやつていただきたいんです。もう違ひるんです、明確に。いかがですか、ぼくは人事院の考え方が正しいと思ひます。

○政府委員(菅川迪夫君) 昨年の三月に決算委員会において岸官房長が答弁されました内容は、ただいまお話をいたしましたようなことでございまして、私もその点をよく説き返してみたいのでありますが、確かにいまお話をいたしましたような趣旨で話をされたのかもしないという気もいたします。この点はよく確かめてみたいと思ひます。ただ御承知のように、自治省の職員は地方自治という国家行政の中で特殊な仕事をしておるわけでございます。そして、そういう立場から見ると、なるべく地方の経験を持つておる人、あるいは地方に行つてそういう自治行政を実際にやろうという意欲を持つておる人を採用することが望ましい。地方からの求めに應ずれば、いつでもそこへ行つて自治体の仕事に全身を投げ込んでやつていきたい、こういう意欲のある人を採用したいという気持ちがあるかと思ひます。そういうことで、また一方、地方団体、特に都道府県の場合には、その県において固有の試験を行なつた結果採用する者のほかに、国家公務員の上級職試験に合格した者の中から採用してもいい、こういう気持ちもあるわけでございます。それが相合わさつて、御承知のように都道府県の職員として各人事委員会が採用する前段において、自治省がこれを

国家公務員の合格者の中から採用をして、これに
ごあつせんするという形式をとっているわけでご
ざいます。私は、いまの点につきましては、やは
りこれは自治省が国家公務員に併任をするわけ
でございますので、その過程において、やはり国家
公務員法上の一つの正確な意味の採用をしてかど
うかわかりませんけれども、そういう趣旨の行為
ではなからうかと思っております。

○和田静夫君 全然話にならぬです。あなた方の
併任、いま併任と言ったんでしょ、それは話に
なっておらぬでしよ、そんなごまかしで済まし
てはいかぬです。これでは進まぬです、人事院
明確に答えているんです。矛盾がある。大臣
うなずいていらつしやる。だから自治省統一見
解、時間あげますから出して下さい。理事会で
取り上げてやってもらいたい、これ以上進まぬ
です。

○委員長(玉置猛夫君) ちょっと速記をとめて。

〔午後二時四十八分速記中止〕

〔午後三時二分速記開始〕

○委員長(玉置猛夫君) 速記を起こして。

ただいまの和田委員の質問に対して、次回に自
治省から統一見解を出していただきたい。よろ
しゅうございませうか。

○国務大臣(渡海元三郎君) はい。

○和田静夫君 何もけんか別れするのが目的じゃ
ありませんからあれですが、大臣、これは責任を
もって統一見解というのをあまりもめないように
出してもらいたいです。人事院の答弁というの
は動いていませんからね。ところが、おたくのほ
うの答弁は、併任であつてみたり、あるいはそう
でなかつてみたり、いろいろあるんですよ。きの
うもとにかく一日かかって、何によって採用して
いるんだというところはちゃんと前もってお調べ
願つてきよう出てもらつてはいますんですから
ね。午後五時まで待つてくれと言つて五時まで
待つて、それで返事がなくて、五時ちょっと過ぎ
てから御返事がありました。ありましたけれども
も、まあ地方公務員法と関係がないとか、いろい

あつて、その辺の十七条、十八条のくだりは昨日
公務員第一課長から御返事いただきましたが、そ
れについても私は疑義を持っていますので、単に
先ほど述べたことに對する統一見解だけではなく
て、その辺のことに對しても、昨日いろいろ公務
員課その他打ち合わせをされたようですが、もう
一ぺん検討をしてみられたほうがいいのではないだ
ろうか。たいへん失礼な言い方ですが……過去
のやりとりがないのなら別です。私がきよう初め
てこの問題やつてゐるのなら話は別です。しかし
過去三年間の議事録というものはやっぱり尊重を
してもらわなければなりません。野田自治大臣
は、討議の結果については十分に尊重をしてその
ことをやらせませう、こういうことを御答弁になつ
てゐるし、秋田さんもう言われている。ところが
が、どうも大臣の意思はそこにあるけれども中間
でチェックされている危険がありますから、そう
いう意味で、たとえば人事院の上級職の採用試験
受験者の公募のしかた、これは自治省の論法で
いったら、たとえば、あなたは愛知県に行くこと
がありますとか、あるいは京都府の職員になる人
ですと、こんな募集してないでしよ。どこで
もこんな募集してないわけですから、その辺のこ
とも考えておいてひとつあれしてもらいたい。

もう一つは、どんなに自治省的にいまでも抗弁
されても、三十九年組の状況を見れば明らかで
す。二十名の採用者は、一斉に、三重県をはじめと
して愛知県、熊本県——熊本県はなかつたです
ね。四十年、四十一年、四十二年——四十二年に
なつたら一斉に本省ですよ。二十名、つわを並べ
て自治省本省なんですよ。四十三年に本省、四十
四年になると、今度は新たな地方の上級ポストを
得て、地方は一ぱい人事が停滯しているのにそこ
におりていくわけですよ。天下りと言つて、柳眉を
さか立てて、天下りじゃありません、求められた
から出したんですよ、サービスだなんて自治省言
われますけれども、一覽表で明らかです。この辺
についても、あとで統一見解が出ましたあと私は
質問を行ないますが、この辺は予告を一応してお

きたいのであります。
それから広域市町村圏の指定の現況ですね、そ
の辺はどういうふうに進めようとしていらつしや
るのですか。

○政府委員(宮澤弘君) 広域市町村圏につきまし
ては、御存じのように数年前から自治省、地方団
体の方々と御相談をしながら設定をしてゐるわけ
でございます。御承知のように、昭和四十四年度
五十五年度設定をされましたから本年度までに二
百四十五圏域設定をされております。来年度——
四十七年度におきましては、まだ私どものほうに
協議ができておる段階ではございませんけれども、
大体八十前後の圏域が設定されるだろう、こうい
うふうに考えております。

○和田静夫君 この論議は、きようは残念ながら
全部終わらせません。したがつて、私、ちよつと希
望を申し述べながら資料だけを求めておきたいの
ですが、自治省の施策の基本方向というのは、こ
れも何べんも論議をしてきたと思うのですが、人
口の大都市集中の抑制あるいは地方分散の助長に
あつたわけですね。で、新産業都市あるいは後
進地域における地域開発、それから地方中核都市
論、それから過疎対策、広域市町村圏、宮澤さん
の論文も幾つかありましたけれども、こういう政
策の流れの中に自治省的な政策理念を見ることが
できますけれども、この具体的施策のよしあしと
いうことではなくて、地方のほうから都市を攻め
るといふ、そういう自治省的な政策理念があるもの
と、いま言つてみれば、これは妥当なものであるかど
うか。言つてみれば、こういう戦略というものがう
まういていければ、今日見られる大都市問題が、
今日ほど深刻なようなことにはならなかつたん
じゃないだろうか。結果としては、とにかくうま
くいっていいないというのは明らかだと思つて
います。が、ごみ戦争、公害その他、本会議でも述
べたとおりですが、こういう基調といひますか
ね、理念といひますかね、これについてそろそろ
反省を加える。その反省が加えられてくると、い
まの広域市町村圏行政に対する反省も出てくるだ

らうと、これがあるから、前提に広域市町村圏の
数を聞いてみたんですが、まず広域市町村圏は抜
きにして、いまの理念の問題どうですか、一ぺん
反省されたらどうですか。宮澤さんお書きになつ
てゐる「地方都市の魅力」と現実、この「地方都
市の魅力」と現実には開きがあるような気がして
ならない、私はすいぶんあなたの本あたりこの演
説会で引用しながら宣伝して歩いてゐるんですけ
れども。

○政府委員(宮澤弘君) たいへん理念でむずかし
いお話でございますが、私がたまたま和田委員か
ら承つたことを誤解をしておりますれば別でござ
いますけれども、そうでございませんと、別
に私どもは理念というものを考える必要はないと
思つてございませう。つまり、いまの過疎問題、
過疎問題を含めたいろいろな地域社会の問題、
この原因はいろいろあると思うのでありますけ
れども、一つその根本にございませうのは、やはり
国土の利用というものがたいへんゆがんで利用さ
れてゐるということではなからうか。そういうこ
とから申しますならば、やはり人口でありますと
か産業でありますとか、あるいはそのほかの社会
文化的な機能、あるいは生産的な機能というよう
なものまでも含めまして地方分散をはかつていく
ということが、国土なり国民生活というものの将
来のあり方というものを考えました場合に、私ど
もが最もなすべきことではないか、こういうふう
に考えてゐるわけでございます。もしそれを、た
だいま和田委員のおつしやいましたような理念と
いうふうに定義をいたしますならば、私どもは私
どもが考えております理念というのをいまここで
変える必要はない、こう思ひます。

ただ、それじゃそういう理念に基づいていろい
ろな施策をやつて、それが非常な成功を博してい
るかどうかというお尋ねでございませう、これは
やはりここにはいろいろ問題があつてと思つので
あります。あつてと思つのでございませう、たと
えば今年度から、政府として国会に法案を提案を
し、御審議を願うようなことになっております。

たとえば工業再配置を促進していくというよう
な考え方にいたしました。これは単に工業機能
だけを分散をさせていくというのでは全く意味
がないわけではございまして、そういう経済的機
能のみならず社会的文化的機能も含めまして、人
口なり産業なりというものをわが国土全般にほ
どよく配置をしていくということがやはり日本の
国土、地域のあり方、あるいは地方自治という
ような考えから見れば必要ではないか。こういふ
に考えているわけではございまして、もし、それ
を理念と申しますならば、いまここで自治省とし
て理念を要するといふ必要はあつてもない。むし
ろそういう理念が実現をされますように努めま
す努力をしていくべきではないか、こういうふう
に考える次第でございます。

○和田静夫君　されますように――努力をされま
すけれども過去においてはされなかつたから、そこ
に反省を加へるべきではないだろうかというのが私
の考え方ですが、まあ釈迦に説法ですが、資本主
義というのは基本的に都市主体であります。そ
うすると、都市を独立変数であるとするならば農
村は従属変数である。都市を光とすれば農村は影で
ある。したがって、都市計画の中に農村を組み込
むという発想が私は基本だと思ふのです。基本
だと思ふ。このアナロジーはやっぱり日本列島全
体に及ぼすことができるんじゃないですか。した
がつて、今日の地方行政というものは大都市問題
への挑戦であると言ひ切つていいほどに私は思つ
てゐるんです。現実、東京にお住まいになってお
つて、あなた方の理念がそのまま生きてゐると思
ひますか。人間が住んでゐるところですか、これ。自
治省において、大都市圏における地方行政のあり
方に関する体系的あるいは総合的な政策構想が
形成されたことはかつてなかつたでしょう。ほ
くは怠慢だと思ふんです。国民に対しては責任
をとらなかつたと思ふんです。そこで最近にな
つて、あなた方は国土計画協会に委託をされ
て、大都市圏周辺地域における広域行政に関す
る研究などという形で検討を始めたわけでは

しょう。それが反省の結果です。答へられ
ばそれまでかもしませんけれども、こうした調
査研究を含めて、大都市問題への取り組みの政策
プログラムというものは、自治大臣におなりにな
つてから何か示されたのですか。

○国務大臣(渡海元三郎君)　大都市の都市対策
と、もう一つは過密対策。これは現在の自治行政
の中で最も基本として処置すべき問題であるとい
ふ姿でございまして、はたしてそれが予算の面に十分
にあらわれたかどうかというところは疑問でござい
ますが、都市問題と並んで過密問題、これを解決
することを視座に置きまして、本年度の、四十七
年度の予算の編成に当たつては、どうしていただ
いたことは事実でございます。いま御指摘になりま
した過疎問題を解決するためには、どうしても広域
市町村圏というものが、このうちで過疎問題も解
決していくんだと、こういう気持ちで広域市町村
圏の推進をはかつておられますが、御指摘になり
ましたように、大都市周辺についてもこのことを考
えなければいかぬじゃないかというところから、こ
れを研究していただくという道を開いた次第で
ございまして、具体的にどうやるかということに
ついての問題は、予算編成を通じて、十分ではご
ざいませぬが、都市問題と取り組むというつもり
で当たつていただいたものでございまして。

○和田静夫君　これは行政局長どうですか、政策
的なプログラムというものは概観をしてどうい
うことになるのですか、一体。

○政府委員(宮澤弘君)　これもたいへんむずかし
い問題だと思ひます。これはもう私から申し上げ
るまでもないでございまして、いまの大都市問
題、いろいろなわけでおられますが、おそれる
地方制度自身にかかりあひのある問題もこれは
あると思ふのでございまして、地方制度よ
りもむしろほかの制度なり何なりとのかかりあ
ひで、大都市制度という、いまいろいろいわれ
ておりますような公害の問題でありますとか、あ
るいは地価の問題、住宅難の問題、交通難の問題と

いうようなのできてゐるというふうに考えられ
るものが少なくないと思ふのでございまして。しか
し、それは申しまして、そういう問題をかか
ておりますのは結局自治体自身の問題でございま
すから、私もそれといたしましては、単にそれが自
治省の所管であるなにかかわらず、むしろ大
都市問題を総括をして、自治体としてこれをどう受
けとめていくかというのを考えていかなければ
ならないわけではございまして。

それでは、そういうものについてのおつしや
いしたような取り組み政策プログラムはあるのか
ないのか、こういうことでございまして。それにつ
きましては、実は、基本的には先ほど理念とい
ふことで和田委員が問題を提起をされ、私も御答
弁を申し上げたのでありますが、やはり大都市の
いわゆる諸機能というものをどうやって全国的に分
散的に配置していくかということが根本の問題で
あらうと思ひます。先ほどの工業再配置なども一
つのそれを促進するための政策であることは事実
でございまして、そういうものをやはり今後総合
的に講じていくことが根本の問題であらうと思
ひます。

それから、それは根本の問題にいたしまして
も、自治制度というふうな見地から、いまの大
都市問題にどう取り組んでいくかということになり
ますれば、第十四次の地方制度調査会の答申にも
ございまして、広域的な地方団体のレベル
におきまして、広域的な計画機能というものを強化
していくということが一つでございまして、し
てそれから基礎的な狭域――狭い区域の地方団体に
おきまして事務処理の機能というものを充実して
いくということがもう一つでございまして、し
てさらに狭域団体の区域なり規模なり、相互の共同
的な処理を充実していくことがまた一つの
ポイントではなからうか、こういうふうな考
えでございまして。

○和田静夫君　国土計画協会の大都市圏周辺地域
における広域行政に関する研究報告書ですか、間
違ひないですね、それを資料としていただけます

か、これは。
○政府委員(宮澤弘君)　いま部数があるなしとい
う話をしておりますが、たぶん差し上げられると
思ひます。

○和田静夫君　それをいただきましたからまた少
し議論をいたしますが、時間だそうですから……
たいへん久しく地方行政委員会にいらなくて、地方
行政委員会は時間にはばられないところが非常に
よかったのですが、一人の質問が終つなければ
次の質問が始まらない、何日かかつても。そう
いう前任の委員長がいらつしやいます、理事はか
わらずいらつしやるわけですから、その辺はや
はりもう少し尊重していただかないと、ほかのと
ころと同じように数でもつて単なる時間になす
といふことでは、これだけ佐藤さん胸張つてい
るときに、余命幾ばくもないといつたところで、い
いところだけはこの委員会ではもう少し継続して
いただきたい、理事会の決定は守ります。

人口急増市町村における公共施設の整備等のた
めの特別措置法案を用意をされるやに聞いている
んですが、これはその後どうなつたんですか。
○国務大臣(渡海元三郎君)　実は、ぜひともこの
法案を提出したいと思ひまして予算折衝に当
たりまして、私たちが各省と連絡をとりまして当
たつたのでございまして、各省における概算要求
は、補助率その他を特別に上げていただくように
申したのでございまして、法律案をつくること
までの成果をおさめることが私はいまの予算では
できなかつた、かように考えておりますので、
で、なお努力いたしまして、法律を出す以上は、
この法律にふさわしいような予算も獲得するとい
う姿で持つていきたい、前の答弁でいささか厳切
な悪い都市政策に対する考え方を述べさせてい
ただいたのもそのためでございまして。しかしな
がら、部分的には、あるいは小学校の補助率いま
まで三分の一であつたのを二分の一に今度はし
ていただくことになりました。これなんかも全国の
小学校でございまして、最も必要とするの
は、人口急増地帯が学校を一番建てておりますの

は譲れるものではない、かように考えております。部分的には成功し、この予算獲得をしていただいたのでございますが、全般的に法律をつくるところまで至らなかったものでございますからこの国会で見送らしていただいて、なお検討をし、努力を加えていくという方針をとりたいと考えております。

○和田静夫君 最後です。そうしますと、あなた方、じゃまになると言われるならばそれまでですが、私たちがあるいはアベック組むつもりはありますが、大蔵省に対して自治省が考えている、いいことはいいこととして、われわれだってその立場で要求をし、行動を起こしていくわけですから、そういうことを前提にしながら、基礎的な構想というものはまとまって予算折衝に入られたのでしようから、そういう内容については資料としていただけますか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 一応何ですが、自治省が予算要求するのではなくて、各省にお願いしたものでございまして、御要望どおりのものを差し上げられるかどうか疑問でございますが、できるだけ努力いたしまして、私たちの考えておいた分の何を出させていたいただきたいと思っております。

○上林繁次郎君 昨日の本会議であらあら御答弁をいただきましたが、昨日の御答弁によりまして、私が危惧しているようなそういう問題についてはすべて手当てしているのだ、こういう感じがするんですが、ですから、きょうは具体的な問題を踏まえて、この点はどうか、あの点はどうかなんだというところでひとつお尋ねをしてみたいと思っております。

まず、この自治大臣の所信表明によりまして、「わが国経済は、昨年度後半以降の景気後退に加え、国際経済環境の著しい変化により、いまなお低迷を続けておりますが、その影響で地方財政においても最近に深刻な局面を迎えているのであります。」こういったふうな地方公共団体の窮乏状というものをまずここで暴露いたしておりますね。あとに大臣は、「明年度は、国と地方と同一の基調のもとに、公共投資の拡大を通じて景気の浮

揚をはかる」ものである、こう言っております。私はいろいろとこれから一つ一つ突っ込んでいくわけですが、こういう地方の状況の窮乏について前に述べて、そうしてあとから昭和四十七年度は国と地方と同一の基調でと、こういう表現のしかた、私はこれは矛盾じゃないか、とても同一の基調でもって地方団体が国にたえていくことはできないじゃないか。こんな感じがするので、すけれども、その点をどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(渡海元三郎君) この国の予算が、景気浮揚のための公共投資の拡大ということ、国自身の予算も御承知のとおり非常に貧困の中から景気浮揚のために、またもう一つの柱を福祉行政ということにしておるわけでありまして、私たちもこの基調を地方財政で受けながら、地方財政運営をやっているという意味を表現させていただいたつもりでありますので、それに対する地方財源がそのような基調でいけるように地方財政計画でも組み立てていただいた、こう考えておるわけでありまして。

○上林繁次郎君 そこで、いままでにも、今度の予算から始めて地方財政は全くたいへんであるというふうなことにについては、たびたび新聞紙上等に載せられておりました、そこでその問題点の一つとして地方債の問題があるわけですね。

この地方債ですけれども、これは自治省の立場で、私は自治大臣の立場でお答え願いたいと思っておりますが、昨年の十月には、やはり景気浮揚のために特別な景気浮揚のための資金が地方へいったわけですが、これはもうそのときには地方には財源は全然ない、これは全部起債でもって強化をしておる、こういういきさつもあります。その前からいわれる物価の値上がり、したがって事業に対する単価の引き上げ、こういうことで国の基準単価と合わないためにどんどん金がかかる。そういうものをまかなうために起債を起すというふうなことで、地方債の起債額というのは相当高まってきているのです。そういう中で私は、全

然地方債の発行は解消してしまえと、こういうことは絶対にできるものじゃないと思うのです。それにはやはりどれだけ認めなければならぬ。これは認めなければならぬとするならば、これはやはり一昨日も申し上げたように、良質なものの、これを回していかなくてはならない。その点についてはまたあとから触れますけれども、そこで事業費が拡大されていく、どんどん金がかかる。それが何でも地方債によってまかなわれるというわけになったのではこれはたいへんなことです。

そういう意味で、やはり地方債に対する歯どめというものが必要である。ですから、一昨日もどれだけかお答えいただきましたけれども、その歯どめをどのくらいに現在——いままでは四〇、あといはことは四・六です。か入ですか、上がっていますね。これは事業費が拡大されましたからそれに見合っているわけですね。いすれにしても、これがいわゆる将来、地方財政を大きくまた圧迫する原因にもなる。だとするならば、自治省はこれは押さえるという考えもありません。ところが大蔵省は、やはり金の面からいって、足りない分については、じゃ国のほうから出してやろうというわけにはいかぬので、つい起債を認めるというふうなことがなっている。つまり、これはますます地方財政は苦しくなっている。だからこの歯どめをやるのが大事だ。どのくらいにこの歯どめを考慮しておるか、この点はきりしておかなければ、足りない分は起債、大蔵省のほうには必ずそういうふうなことがなっちゃうと思うのです。ですから、自治省のほうではこのくらいが適当なんだ、これ以上は無理だというふうな大臣の見解をひとつお聞かせ願いたい。

○国務大臣(渡海元三郎君) 地方債を発行する場合に、一般予算の中でどのくらいのものを歯どめとすべきであるかというところは、これはいろいろ議論がございまして一がいには申すわけにまいりません。考え方によっていろいろ議論もある。必ずしも定型なものではないというところを考慮しておりますけれども、私は、ことしの地方財政計画に

おきまして八〇というものを組みまして地方債でまかなうという姿でやらしていただいたのでございますが、この程度であれば地方財政、後年度に格別の、何と申しますか、過重なものとならないであろうということを考えて、ことし八〇という起債財源でまかなうことにいたしましたのでございす。と同時に、それだけに、やるべき仕事起債に値する——ほんとうにその住民が後年度にわたって利益を受けるというものに事業そのものの内容をながめなくちゃいけない、こう考えております。この意味におきまして、地方に対する過重な財政負担を加えないということ、起債に求めるときは、少なくともその起債によってやる事業が、後年度の地方住民にとって必ず効果のあるものでなければならぬというふうな財政運営をしていかなければならない、かように考えております。なお、国と違ひまして、地方の場合はまたその起債の許可そのものを地方団体ごとの財政規模、あるいはその財政力、こういったものを綿密に見て、許可するにあたりましてはきめこまかい配慮を必要とするのではないかと、かように考えておるようなわけでございまして。

ことし、交付税で大体去年と同じ率を確保——まあ借り入れ金も入れてですけども、確保するという姿で予算を要求し努力していただいたもの、少なくとも財政規模の小さい市町村——もちろんこれは大都市を除いて——に對しましてはできるだけ交付税を持っていく。また市町村税は、まあ税源の姿によりまして府県は二・五〇の地方税の伸びでございまして、市町村におきましては一四〇、例年と比べますと非常に落ち込んでおりますけれども、安定した地方財源を持つておりますから一四〇程度の伸びを見込むことが可能です。この上、たとえば自治体全部の借り入れになつておりました交付税という姿で財源を付与することによって、財政規模の小さいところに対しては従来のあまり変化のない財政運営をお願いできるのではないかと、かように考えております。財政力の弾力的運営をやっていたいただきます。

りこと、この辺をとらえて良質と語り、こういうことです。ですから、民間の市中銀行の公共事業に対する利率、これが引き下げられるということならばこれは同じものになるということなんです。そういったことについて、いまの大臣のお話には、努力していく。いわゆる市中銀行の公共事業

費に對するそれに振りが當てられる起債、その分については利率を下げていく、こういふ意味なんですか、いまお話になったのは、金利の引き下げと、いろいろのは。

○国務大臣(渡海元三郎君) 金利の引き下げ、市中銀行に借ります場合、これは個別の自治体が行ないますので、こんなことは私のほうでは困難でございますが、全般的に、市中銀行に對しまして

も、資金需要が余っている限りにおいては公共団体にも、資金需要が余っていないだけに私らのほうから身体に安く貸していただくように私らのほうからでも働きかける。また市場公募をやっておる分もございしますが、この分も発行債利回りと申しますか、その分は下げ得るのじゃないかと考えておりまゝです。また公営企業金融公庫は、これの強化資金等によりまして標準金利も下げることができるという姿によりまして、政府資金以外のものにつきます。

しても質をよくしていきたい、そういうことを申し上げたのでございます。

○上林繁次郎君　もう一点、いまの大臣のお答の中に、地方公共団体が市中銀行からどんどんどんどん金を借りてやるような意気込みがなければだめだ、こういうお話がちょっとあつたのです。その意気込みは私は必要だと思います。だけれども、それができないいわゆる苦しさがある、

それを踏まえなければならぬと私は思います。それが将来のことを考え、それではできないところをいよいよゆるる地方財政の問題点があると思う。だからいろいろの点で国がもつともつと手当てをしななくければならぬのじゃないか、こういう議論が出てくると思います。だから、その辺のところちよつと大臣に、意気込みを言ったでしょうが、意気込みと現実とは違いますから、その考え方で進め込みと現実とは違いますから、その考え方で進め

The figure consists of two line graphs, (a) and (b), showing the percentage of respondents for different levels of agreement with the statement 'The government should do more to protect the environment'.

Graph (a) shows the percentage of respondents for different levels of agreement (Strongly agree, Agree, Disagree, Strongly disagree) across four groups: All respondents, Nonusers, Users, and Nonusers who use the service. The y-axis ranges from 0 to 100. The x-axis lists the levels of agreement. The legend indicates: All respondents (solid line with circles), Nonusers (dashed line with squares), Users (solid line with triangles), and Nonusers who use the service (dashed line with diamonds).

Graph (b) shows the percentage of respondents for different levels of agreement (Strongly agree, Agree, Disagree, Strongly disagree) across four groups: All respondents, Nonusers, Users, and Nonusers who use the service. The y-axis ranges from 0 to 100. The x-axis lists the levels of agreement. The legend indicates: All respondents (solid line with circles), Nonusers (dashed line with squares), Users (solid line with triangles), and Nonusers who use the service (dashed line with diamonds).

なつてしまふ。その辺一言申し上げておきたいと思ひます。

いずれにしても、市中銀行の高い金利によつて地方債を引き受けてもらふ、そういうことを逐次解消していくという努力、それについてはこうするといふお話があつたのですが、そこにくまで、解消できるまで政府資金をもつとつて、いわゆるパーセンテージにおいても、これはやっぱり平均して伸びていかなければならない。いわゆる財政投融資という資金ですね。この資金の割合がやっぱり伸びていかなければならない、こう思ひます。ところが下がってきたという、そうでしょう、ことし四十七年だけが上がったということです。これは地方の事業費というものは年々拡大している。そういう事態を考えた場合には、やはりこういう面でもそのパーセンテージは同じように伸びていなければ地方の事業というものは停滞してしまふ、こういうことが考えられる。その辺のところがいふところ矛盾が出てくるのじゃないか、こういう感じがするわけですね。

これはこのくらいにしまして、先にまいりたいと思ひます。超過負担の問題ですけれども、大蔵大臣は、きのう私が何と手当てをしていないじゃないかと言つたら、何を言つてゐるのだ、おまえは何も知らないじゃないか——それは言わないけれども、こんなに手当てをしてゐるじゃないか、あなたの考え方は間違つてゐる、こういう答弁をもらったわけですから、ほんとうに私の言つたことが、手当てをしていないのじゃないかというところが間違つてゐるかどうかという問題なんです、たとえばここに市町村対策で人口急増、これに対しては、いま大臣がおっしゃつたようにいろいろ手当てをしてゐるのです。ですから補助率なんかも上がつてきておられます。先ほども和田委員の質問に対して、その答弁の中に、三分の一を二分の一にしたのだ、小学校の補助率を、こういう話があつた。これを見ますと、あくまでもこれは急増市町村を対象にしている……。

○国務大臣(渡海元三郎君) 全市町村です。

【参議院】

○上林繁次郎君 だつて、これには人口急増市町村対策、こうありますよ。こういう資料が私にはある、そういうものがあるんですよ。先ほど大臣も言つたですよ。人口の急増地域を特に対象にしているという発言がありましたよ。で、私は、超過負担、これはきのう申し上げたように、昭和四十三年赤澤自治大臣当時、それから水田大蔵大臣ですね、その間に、いわゆる超過負担は問題であるといふので手当てしよう、それで手当てをすることになつたわけですよ。そういう経緯があるわけですよ。で、だんだんその解消につとめて、予算措置もなされてきたわけですよ。だけれども、今度のあれを見ますと、大蔵大臣が言つたように、一般的には全国市町村、全国の弱いところも強いところも全部含めて措置されたといふのは、この小学校のいわゆる建築費、これは三分の一の補助金であつたのが今度二分の一になつた、これだけじゃないですか。これを見てもそんなに感じがするのですがね。そうしますと、あれですよ、大みえ切つてみたところで、それだけじゃないかといふことですね。しかも、これだけではない、いわゆる拡大された景気浮揚策の予算、それを消化することなんか私はとても現実的に無理だと思ひます。

たとえば、これは昭和四十五年なんですけれども、住宅問題を一つの例にあげてみますけれども、公営住宅の建設費が、国の基準単価、これは一平方メートルについて二万一千六百四十七円、これは木造です。それに対して実績は二万四千六百七十七円です。これは四十五年の話ですが、もうすでにそれだけのいわゆる超過負担が出てきてゐるのです。手当てをした、手当てをしてゐるのだと言ひけれども、手当てしたあとからほとんどそりやつて超過負担が出てきてゐる。こういう問題がある。特に四十七年度は大型ですから、事業量も増大するわけですから、ですからそういうものと相まって、たとえ三分の一が二分の一になつても、量がふえるといふことは、それだけまた超過分が増大するといふこと、こういうことが言える

わけですよ。ですから、私から言わせれば、何にも超過負担に対しては手当てしてないではないか、こう申し上げるわけですよ。その点は重大な問題だと私思ひます。市町村でもって事業が進まなかつたならば、せつかく国のほうで大きな予算かけて景気浮揚策だ、景気浮揚策だと言つていても、これはあとで問題になってきますよ。ですから超過負担の問題、土地なんか全然考えられていないのですからね。土地問題、いま大きな問題、土地なんといふことは全然考えられていないといふていいわけですからね。そういうこと、これでもって超過負担をそのまゝやはり昭和四十七年度、地方公共団体にひつかぶしちゃう、それで事業がほんとうにできるのかどうかといふことなんです。そういう心配があるわけですよ。その点をほんとうに踏まえた上で対策を立てなければ、幾ら国が景気浮揚策だと言つて大型の予算を組んだところで、実際には事業の拡大といふものはとても行なわれない。したがつて、これは途中で挫折しちゃう、あるいは景気浮揚策は失敗しちゃうのじゃないか、国が単独でやるのじゃないのですからね。この浮揚策は、大臣がおっしゃつたように、地方と国が同一基調で、こういうわけですからね。それを受け入れられないとすれば、地方でこれはたいへんな問題が起きる、そういう心配を私はしてゐる、その点一つ。

○国務大臣(渡海元三郎君) 超過負担のことにつきまして、非常に御激励賜ひましてまことにありがとうございます。補助率の引き上げということも、もちろん地方負担をなくする意味におきまして非常に必要でございますが、超過負担を解消してできるだけ実情に合うようにすることの重要なことは、いまも先生御指摘のとおりでございます。実は、四十二年、四十三年にわたつて実績を調査し、適切な超過負担の解消を四十三年から四十六年までにわたつて毎年実行してきたことは御承知のとおりでございます。その間におきまして、物価の上昇とかあるいは事業量等の拡大等で、またまた超過負担の姿があらわれてきて

おるといふことは事実でございますので、このたびは、予算編成におきまして、大蔵大臣とも話し合ひ、大蔵省の中にも、このための予算を置いていただき、自治省の中にも調査費、わずかな予算ですが、とにかく予算を置いてそのことを確認するといふことで、四十七年度さらに最も大きいと思われる文部省とか厚生省とか、そういうところの協力も得まして調査をやり、この調査がわかり次第、確実な措置方法を考え、計画的に解消していきたいといふふうに願つておるところでございます。

しかしながら、それじゃ四十七年度間に合わないじゃないかといふことになりますので、これは各省がいただく単価でありますけれども、超過負担があらわれますのは、無理な単価、あるいは補助対象のワケが非常に実際のものよりも狭められておるといふことについて起つてくるのでございしますから、補助対象の拡大あるいは単価の引き上げ等について四十七年度も、計画にはないけれども、超過負担を解消していくんだといふつもりで予算編成をやつていただきたいといふことをくれぐれも年末の折衝以来口をすっぱくしてお願ひしたような次第でございます。その意味におきまして、学校に対する単価等もまあ補助金でございまして、大蔵大臣答えておられましたとおり七割上げた。その七割ではたして解消になるのかどうかという点が疑問でございますけれども、まあ四十七年度は、計画にないがこれだけやつたのだといふことをお答えになったのだと思ひますが、各省もその努力をしていただきまして、土地におきましても、補助率をたしか一七、八割、平米当たり単価を上げるというふうな姿で計画を組んでいただいた、かように考えます。この意味を大蔵大臣がきのうお答えになられたのじゃないかと思ひますが、なお実情を調査をいたしまして、具体的に解消計画を立てていきたい、かように考えております。

○上林繁次郎君

その点わからないわけじゃない、ありませんけれどもね、大蔵大臣あまり大みえ切つて

言うものですから、そんなばかな話はないじゃないかと、小学校だけじゃないかと、こう私は言いたいわけです。実際は、単価の問題にしても、それは確かに人口急増市町村を対象にしては、ずいぶんいろいろと盛りだくさんに補助率等が上がっておりまう。それはわかるのです。それはいいわゆる人口急増市町村対策として特に必要なんだということなんですよ。だから、超過負担分ということについてどうのこうのという問題ではない。その辺も大蔵大臣の言うのはおかしいじゃないかと、私に言わせれば。ここにはっきり人口急増市町村対策というふうに、そういう考え方があつて、それを超過負担解消分であるのだというより言ひ方は、これは論理のすりかえみたいなもので納得できないと言ひの事です。

そこで、もう一点だけひとつ時間をいただきましたと思うのですけれども、きのうもちょっとお尋ねしましたけれども、土地の先行取得の問題——土地の先行取得はやりません、時間がないから。いわゆる農地の宅地並み課税の問題、これはまあ御承知のとおり現実の問題です。七〇%か八〇%は全部可決されて行なわれるのだ、大勢はそういうふうになっているのだ、こういうふうにおつしやっておりますけれども、私は千葉県に住んでおりますけれども、千葉県の各市町村を回つてみますと、まあ非常に反響が大きいんですね。船舶は否決です、条例を否決しました。それから鎌ヶ谷というのはいたん可決して、また出し直して否決しました。こういうことなんです。それからあの大きい千葉市とか、それから市川市とかこういうところは見送ろうということなんです。こういうふうにいわけるとこの法律の趣旨というのはさっぱり徹底しませんよ。どうですか、そうでしょう。ですからこれは私はいへん大きな問題だと思ひます。やらなければそれで済んでしまふ。やるところはばかみないで、やってもやらないうでも済んでしまふ。そんないいかげんな法律な

のかどうなのか。だから、きのうも申し上げたように、否決しちゃったのはどうするのか。法律が先行するの条が先行するの条。法律の中には、条例に基づいてということがある。だから法律では条例が優先するようない方をしているのです。だから、条例を出したら、当然議会だからこれを可決するか否決するかはいわゆる議会のきめることですから否決した、こうなるんだ。国が一生懸命で実施するのだというけれども、四十七年から実施するのだというけれども、実際に条例が否決されているのですからどうするのか。一たん出して可決したものを、そいつをまた出し直して否決しようというのはこれはどうするのか。一つ一つケースは違ふわけですが、さっぱり統一されない。それでますます混乱している。具体的にどうこれに対して措置しようというのかですね、その点をひとつ明快にお答え願ひたいのです。

○国務大臣(渡海元三郎君) 具体的にどうやるのだというこのいま慎重に検討を重ねておる最中でございすので……

○上林繁次郎君 四月一日ではないですか。○国務大臣(渡海元三郎君) 最中でございすので、その具体的なものはいまここで言えるようでしたら非常にいいのですけれども、四月一日から実施をしなければならぬということもよく承知をしております。だから地方に混乱が起きておるということも事実でございすますが、これら少なくとも地方自治体において納得しておさめていただきますように努力をしておるというのが現在の状態でございます。その方針を四十七年度から予定どおりやっていたらいい。しかしながら、やるのについては各地方議会で混乱が起きています。そういうふうなことが解消できるように、反対意見等も十分考慮して、慎重にやらしていただくようにいま検討しておりますという答をきのう本会議で述べさせていただいておる状態でございます。その検討事項をいまお答えするのができない

のはまことに残念です。

いまの条例の問題でございすますが、御承知のとおり、地方自治体の条例は法律そのまゝを条例に盛つていただいております、それと標準税率を示したときは、条例そのものができないと課税するわけにはいかない。しかしながら、明確に法律でなつておる分は、それも重複的に条例をつくつておるのが常でございすますが、明確に法律そのものでも考慮の余地なくなつておるようなものに対しましては、大体地方自治体の条例では、この条例に載つていない場合は法律によるというのをまあ一般的にうたつておりますので、その条例を使つていただいてやられるような決心をしていただいておるのじゃないかと思ひます。しかしながら、これが否決されたというふうなところは、少なくともその否決されたというふうなことも尊重しなければならぬので、再度了解を求めて提出していただく、それらの処置をしていただいておるような次第でございまして、いま申されました、四月一日じゃないか、まだ具体的に言えぬのかと、こういうふうなことを言われますが、そういうふうな行政指導をできるようにしましたならば、これらの問題をそろいつたところでは再上程していただくか、時期がなかったら専決でおやりになり、後刻納得して措置していただくようにできるのではないかと。いずれにいたしまして、的確に地方自治体が行なうことができませんよう、たとえ数カ町村にしましてもそのような混乱のないように、行政指導をできますように努力したいと目下努力中でございすので、ひとつ御了承を賜りたいと思ひます。

○上林繁次郎君 これで終わります。

○中沢伊登子君 私に与えられた時間は十七分ですから、その点お含みの上御答弁をお願いいたします。

初めに、週休二日制についての御見解を承りたいと思ひます。最近、週休二日制という議論が盛んになってまいりました。働き過ぎるという日本人に対する外国からのたいへんきつい風当たりも

あつたりして、もうすでに時代の趨勢となつてまいりました。中にはすでに会社、工場で週休二日制をとつておるところもございす。そこで公務員も当然希望されることだと思ひますけれども、自治省としては基本的にとのようこの問題を考へていらつしやるか、お伺ひしたいと思います。

○国務大臣(渡海元三郎君) 週休二日制の問題は、民間におきましても相当ううううたところが出てまいつておりますので、自治省としても、各地方自治体は今後職員の採用なんかにもそういうことに進んでいかなければならぬという問題が起ころのじゃないか、かように考へております。しかし、現在のところ直ちにこれを実施するというところまでいっておりません。国家公務員との関係、あるいは各地方団体間の勤務の状況等も見なければなりません。また民間の姿もながめながらこの問題と取り組んでいきたいと、かように考へておる次第でございす。

なお、地方自治体で最も必要なのは住民サービスを低下してはいけません。それで勤務割合をどうするかという問題が一番の問題になるんじゃないかと考へております。先般、愛媛県での週休二日制を自治省も認めてやつていただいたのでございすますが、あの場合に、特に土曜日の午後も働くという方向で勤務時間をきめてやつていただいております。このことでもございすので、テストケースとして自治省のほうでもやつていただくというふうにしたわけでございす。実はそんなこともございすので、毎年やつております勤務状況の調査というにおきまして、この二日制の問題を主眼的に調査する目標の一つに置きながら四十七年度の調査をやりたいというふうに考へておる次第でございまして、そういう準備行為はおくれないうに進めていかなければならないというふうに取り組んでおります。

○中沢伊登子君 いまの愛媛県のお話でございすけれども、相当な成果があがつておるのかどうか——働く人の側ですよ、公務員のほうで、二日

制にした結果たいへん成果があがっている、そういうふうなお話があったら伺いたいこと、それからもう一つは、いまの住民サービスの低下になつてしまつては困る。こういう点で、最近共働きの夫婦が非常に多いですね。そうすると、役所が二日休んでしまふと共働きの人が非常に困る、その辺をどうなさるか、こういうことも問題になつてきようかと思ひます。特に、最近ごみが非常にふえてごみ公害だといわれている。こういうときに、そこで働く人たちが二日もごみの処理をしない、こういうことになつてくるとこれまで大きな問題が出てくるでしょうし、交通機関の問題、こういったいろいろな問題が出てくるかと思ひますが、その点で、愛媛県の実情、それからまた、もしもそういうものがそちらのほうでつかめていたら、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(林忠雄君) 愛媛県は、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、一つのテストケースとしてあつたことをやることを相談がありまして、けつこうだといふ返事をしたわけでございます。テストケースでございますので、その成果については、わかり次第いろいろな資料で連絡してくれといふことで連絡はしてございますが、現在のところは、実施がことしの一月一日からでございますので、まだたくさんデータは入つておりません。しかし、大体において、新聞その他も好意的な論調で成果を書いてもらつておりますし、それから職員の間でもやや好評だと思ひます。うやうや、その程度の話がはい入つております。年度でもわかりました段階で、実施後何カ月というふうな時点で、いろいろな世論とかその他をさらに詳細に報告を求めようと思ひますが、現在の段階では大体順調に進んでいるんじゃないか、こう見ております。

それから、あとのほうの御質問でございますが、役所が二日休むといふことで、役所のサービスを二日まるまるとめるといふことでは実はございませんので、愛媛県の場合、土曜日の午後、

半数は土曜日に休みますが、あとの半数は土曜日の朝から午後の五時までやる。窓口としては、従来は昼までしかあいていなかった窓口が午後まであいていふことになつておりますので、共働きの県民の方々も、従来は土曜日の午前中までに行かなければならぬ手続が午後までやれる。そういう意味でサービスの向上にもむしろなつていふことである。

ですから、地方自治体が、かりに時勢の進展に応じてまして週休二日制を採用するといふにしても、いま申しましたような窓口のサービスとか窓口を開いていふ時間という点では、まるまる二日休むというふうなことは住民へのサービスの低下になります。交代でも窓口を開いていふ時間を延ばすとか、少なくとも縮めない。そういうサービスを常に念頭に置いてやつていかなければならぬのだと思つておられます。そういう問題について、どういふふうにしたらサービスを落とさずに週休二日制が実施できるだろうか、問題点はどこだろうか、そういう調査をしようと思つております。心がまえとしては、地方団体の場合、サービスを落とさないといふことを前提にこの実施を考へていくべきものと考えております。

○中沢伊登子君 たいへん明るいお話を伺つたわけですが、御成功を祈りたいと思ひます。それから、次に公営企業の健全化について伺ひたい。去る二月二十五日に、経済企画庁の官庁国民生活局長が運輸、自治両省に対して、東京、大阪など大都市の公営交通運賃の値上げ幅など具体的な計画については弾力的な方向で指導してほしい、こういうことを申し入れられたと思ひますが、この問題について詳しくちよつと御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(鎌田要人君) ただいまのお尋ねの点でございますが、経済企画庁の国民生活局長名で、私と運輸省の官房長あてにメモという形で、六大都市の公営交通運賃問題についてということとで申し入れが行なわれております。

その第一項目は、六大都市の公営交通の運賃改

定については、改定の要否につき民営交通とのバランスを含め慎重な検討を要するほか、かりにその改定が真にやむを得ない場合であつても、改定率及び改定時期について十分に配慮が必要だ。したがつて、六大都市に対して、その議会にかける、あるいは条例改正案等を議会にかけるという面については、情勢に応じ六大都市の長においてそれぞれ弾力的な取り扱いを行ない得るよう御指導いただきたい、これが第一点でございます。

それから第二点は、運賃を上げる場合、先ほどのタクシー運賃改定の際の関係協議会でも議論があつたわけでございますが、やはり路線網の再編成とかサービスの改善、こういったことをひとつ運賃問題処理の前提としていただきたい。したがつて、六大都市に対して、そういったサービスの改善といふことについて、あるいは路線の再編成といふことについて事前に十分な指導をやつていただきたい。

それから第三点は、六大都市の公営交通再建計画につきましては、いわゆる再建計画全体の見直しと申しますか、私どももその表現をもつてしますれば、都市交通あるいは公営交通全体の抜本的な見直しといふべきか、そういうものの一環として行なつてほしい、そのための具体策といふものを明らかにしてほしい、こういう三点でございます。

一々ごもつともな趣旨でございますが、これに對しまして、私どももいたしましては、順番がちよつと違ひますが、まず第二のサービスの改善あるいは路線網の再編成、それから第三の再建計画全体の見直しの問題、これは実は私ども自身もだれよりもかれよりも先に最も心配をいたしまして、そういう面での強い指導をいたし、また三番目の再建計画の見直しにつきましては、先般の予算編成の最終過程におきまして、大蔵、運輸大臣と特にこの問題につきましてお話し合ひの機会を持たれました、具体的な方策といふものを引き

続いてできるだけ早い機会に検討の上、方策を打ち出すと、こういうところに達しておるところでございます。

第一点の、当面の運賃の改定問題でございますが、これにつきましては、私どもは、改定は、真にやむを得ない、まことにやむを得ないという前提に立つておるわけでございますが、ただ、それぞれの団体におきましてそれぞれのまた特殊事情もございまして。あるいはまた、首長なりあるいは議会の御方針もございまして、私どもももちろん画一的な指導といふことの前に、それぞれの自治体において、たとえば東京都でございますれば十月から四十円という改定をやられる。あるいは京都なり横浜なりでございますと、ことしの七月から暫定四十円、恒久五十円、こういうふうなそれぞれ地域の特性に応じた料金改定が行なわれるようございまして、その趣旨といふものは十分に尊重をして、今後運輸あるいは経済企画庁に働きかけてまいりたい、こういうふうな考えておるところであります。

○中沢伊登子君 公営企業が赤字になると、じきに、値上げをすればよいといふような考え方になりやすく、値上げが先行する安易な考え方になるのが通常でございます。そこで、大臣の所信表明にも「料金の適正化を含めた抜本的な対策を検討すること」と、こういうふうなうたつていらつしやるわけですが、その「抜本的な対策」とは、どういふことなのか、それを伺ひたいと思ひます。

この間タクシーの値上げがございました。タクシーは公営企業じゃありませんけれども、タクシーが値上げになつたので、実は衆議院の予算委員会でも私どもの佐々木良作さんがこの点について質問をされました。そのときの運輸大臣の答弁が、こういうことなんです。タクシーの値上げをしたら、乗る人がたいへん少なくなつたので、乗車拒否がなくなつていいことだ、こういうふうな答弁をされたように承つております。公営企業は、値上げをしたから乗る人が少なくなつちやっ

たんでは、これでは何ともかんといいようがないわけでは、また公営企業は、値上げをしたとして、利用価値のあるものなら、私も値上げをして、もそれは納得がいくわけですから、のろのろ走るようなバスではどうしようもない。また新しいところに団地ができません、遠いところ、相当遠いところでは、こういうところにできた団地に向かつてバスが一時間に一合しか出なかつたり、あるいは夕方早く切り上げてしまつたりしますと、夜少しおそく帰る人たちが、もうしかながないからその高くなったタクシーに乗つて帰らなくちゃいけない。こういうようなことで、私はサービスの改善ということも同時に考えてもらわなければ、とにかく値上げだけが先行するよう安易な考え方は納得がいかない。このように考えますので、その点を含めて、一体大臣のおっしゃるその抜本対策というのはどういふことなのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡海元三郎君) 公営企業の赤字が出た場合、値段上げたらよいと安易に考える。そんなことは安易に考えるべきではなくして、合理化につとめ、再建、赤字が出ないよう、値上げしなくても済むようにやらなければならぬということはこの企業でも一緒でございますし、公営企業であるだけに、住民の便ということも考えながら、安全で低廉なサービスをやるということにつとめなければならぬことは当然でございます。今日問題になっております大都市の状況というものは、もうそういうものでなくして、現在やるべきことはやつたけれどもなかなか赤字が、しかもその赤字の重荷によつて公営企業そのものの存位が危うくなつておるといふような状態でございますので、やむなく上げるというところが現状でないかと、われわれはそう認識いたしております。しかしながら、値段を上げただけでいまの赤字がなくなつちまい、解決するかというところになつたら問題がございますので、抜本的解決というところを言つたわけでございます。私は、その具体策については、今後検討させていただきます。

ならぬいろいろな問題があると思ひますが、とにかくにも、四十八年度で横浜を除く他の現在の再建団体の期限が切れるものでございますから、再建計画をやつておりながら、しかも赤字がふえていったというふうなことの起こらないだけの再建計画を四十八年度に抜本的に立てるといふ意気込みで取り組みたいと、こう思ひ、関係各市にもそのことを連絡して御研究願うと同時に、予算編成のときに、特に私が大臣折衝をいたしましたときに、予算のときの大折衝の課題ではございませんので、予算のときの大折衝の課題ではございませんので、運輸大臣も来ていただきました。いま申し入れを行ないまして、運輸、大蔵、自治、この三省の申し合わせによつて四十八年度には抜本的な解決をはかるということを書き添へて了承を願つたという姿でございます。その具体的な内容については、十分地方自治体の実情等も、また運輸行政のあり方等も、また警察行政、道路行政、建設省あたりとも連絡をとりながら、真にこれをやつた以上赤字はできないんだというふうな姿で、ほんとうの意味の再建計画ができるような案を立てさせていただきたいと、かように考へておるような次第でございますので、せっかく御支援、御指導のほどをこの際お願い申し上げたいと思つております。

○中沢伊登子君 二度と再び、また赤字ばかりが出て、もう一年おきぐらゐに値上げをしなくちゃならないというふうなことのないうちに、ひとつほんとうに本腰を入れて抜本策に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、もう時間がありませんが、最後にもう一点だけ。それは議員立法で、しかも期限立法であつた三万人市法と言ふんです。三万人で市になる法律がございました。あれがもうちやうど三月十一日で期限切れになつたやうですけれども、この期限立法の間に六十二のミニ市が誕生しました。そして全国では、いま現在六百二十九の市ができておるわけですから、人口が百万とか二百万とか四百万とかいうような大都市があるかと思へば、都市部では今度は反対に人口が流出

して、三万人で市になりながらもうすでに二万人に減つちやつたというところもあると思ひますけれども、このような状態を大臣はどうお考えになつていらっしゃるか。市そのもののあり方については、自治省の取り組み方、そのもののあり方にはどのように取り組んでいかれるか。で、またもう時間がありませんから全部言つちやいますけれども、こういうようなことがあつて、先の見通しですね。まあこういうふうなことも十年ぐらゐかかつて、こういうふうないろんな紆余曲折を経てこんなことになつてきたと思ひますけれども、この期限切れになつたのを幸いに、今後この問題が起らないように早急に新しい制度を確立してはどうか。そのような考え方がおありになるかどうか。その点を伺つて質問を終わります。

○国務大臣(渡海元三郎君) 私自身、いま市の数字を聞きまして、私が頭の中に入れておつたのはまだ二十をこしてないといふ、こう思つておつたのですが、ずつとこう聞いておりました。びっくりしたやうな次第でございますが、私もずいぶん大臣になりましてから判を押さしていただきました。そのときに、一番気にいたしましたのは、現在三万をこえてゐるけれども切れることのないような都市であらうなといふことを話してきたのでございますが、といふことは、三万都市ができました。一番の基礎に、現実に三万の切れておるやうな市が六百近い市の中で数多くあつたといふことが熾烈な運動になり、各党あげての議員立法になつてしまつたんじゃないか、こういふことでございまして、新しく生まれてくる市の許可する一番最大の要件を、人口が減つて切れてしまふといふふうなことをないやうにすることを念頭に置きながらよく調査していただいたのでございまして。市のあるべき姿は、自治法にも書いてあるとおりでございます。まあいまいふミニ市ができた、こう言われましたが、現在大都市からいま申されましたミニ市まで一本の市制というあり方でよいかどうかといふことは、これはずい

ぶん研究すべき問題であらうと思ひます。今後、いま御指摘ありましたやうに、この問題についてこの際早急に取り組み、市のあり方というものについての検討をいたさなければならぬと思ひます。三万都市が議員立法されたときも、私は、自治省当局が、あれは特例法であつて、特例法によつてできたものでございまして、これは特例法の期間だけであつて、ぜひともこういうふうな姿にせよと本則のままで置きたいといふことではないが、いままう注意のございました点で、検討してまいりまして、少なくとも市というもののあり方について一べん大きな御検討を賜りたい、かように考へておる次第でございます。

○中沢伊登子君 時間がございませんからもうこれで……

○河田賢治君 きわめて制約された時間なので、ひとつ大臣に若干の問題について質問したいと思ひます。

第一は、所信表明の中にも「国民福祉の視点を立て、地方公共団体本来の政策課題であります過密・過疎対策、公害対策、交通対策等の推進、住民の生活に密着した地方道、下水道、清掃施設、学校、住宅等の生活関連施設の整備、老人医療等の社会福祉の充実など時代の変化と地域の特性に応じた行政上の措置を適切かつ積極的に講じ、」まあこういうふうなことをおっしゃつておるのですが、実は自治大臣の——自治省と言つてもいいですが——姿勢についてまず伺いたいと思ひます。

それは、御承知のやうに、昨午いろいろの概算要求をされたときには計画があつたわけですね。それからまた地方制度調査会にも諮問されました。この中で、たとえば過密都市に対しては、事業所の税金ですね、これを新しくかけるとか、まあ先ほどこれについてはちやうどそういう問題がありました。これらは採用されておられません。あるいはまた調査会には地方税の軽減といふことは一言もなかった。やむを得ないからまあ認める

と、自治省の構想ですね。減税はしないことはまあやむを得ぬけれども認めるということであつたんですが、これは国会に提出されるときには地方税減額が出ておる。これはまあ自民党の要求も一般の要求もあつたと思いますが、というふうな問題も出ております。それからまた、そのほか国鉄の問題にしまして、調査会のほうでは、これは国が負担すべきものである、運輸省のこれは責任であるということが言われておりましたが、これらについても自治省の方向はちよつと異なつておるわけですね。それからまた、去年の夏ごろ、先ほど話がありました建設省それから等々——大蔵省、文部省、三省で御承知のとおり過密都市、人口急増都市に対する要綱が出されたですね。そこでもちゃんと大体四百八十二億ぐらいあればですね、したがって一応の解決はつくというふうな案も出ておつたわけですね、要綱に。ところが、これらのですね、全然今度の地財の計画の中にも、あるいはまたその他にも案として出ていないわけですね。先ほどおっしゃいました三分の一が二分の一になるとか引き上げが若干ありますけれども、とてもこれはいまの急増地帯では追いつくわけじゃないんです。私、たくさん資料を持っておりますが、一つ一つについて言いたいと思いますが、これは時間がありますので後日に保留しまして、一応こういう昨年から自治省で考えられておる計画、他省とも連絡してお考えになっておる計画、あるいはまた調査会にも自治省の考え方が出されておつた。そういうものが今度の国会の中にあつた、また今度の国会で法案なりあるいは財政措置などをおやりになるときにいろいろ変化があるわけですね。これらについてどういふふうに一体大臣はお考えなのか。私は詳しく裏話を聞こうとするのじゃないんです。これらについての論議なり、あるいはどこにどういふ問題があつてこれが法律にならなかつたとか、こういう点をさしづめちよつと聞いておきたいと思つたわけです。

○国務大臣(渡海元三郎君) 予算概算要求の段階

におきまして私たちが考えましたことがそのまゝ実現に至らなかつた、まことに微力でございます。その点は御指摘のとおりでございます。おわびせざるを得ないと思つております。ただ、具体的にどの問題がどうであつたかというところについて言えということでございますが、第一番にあげられました、事務所、事業所税、この問題につきましては、地方市町村の財源を充たすためにこの税を取るものであるか、あるいは財源の充実ということよりも過密対策としてこの税を起すべきであるか、その税の性格論等、性格並びに目的等いろいろな議論がございまして一致するところまで至りませんでした。また、取るにいたしますならばどういふ対象にするかというふうな点も問題ございました。加えて、景気の浮揚のむしろマイナス面も出てくるのではないかと、そういうような考慮から、とりあえず四十七年は見送らざるを得ないような状態になつたのでございます。これは私は引き続いて努力をし、ぜひとも実現に持つていきたい、いまも考えておるような次第でございます。

第二の、減税はしたくてもできないんだというやつを、やつたじゃないかということでございますが、たしか地方制度調査会で社会党の阪上さんの質問もあり、また地方団体からの質問もあつたと思つておりますが、私はそのときに、自治大臣として、今日のような住民の負担軽減をはからなければならぬときに住民税の減税をよりやらぬようなことであつたならば自治大臣はむしろ落第である、こういうふうに考えておるが、的確な財源を見出せないときには、市町村長が減税をしてもらつては困る、最もやらなければならぬ責任の立場にある市町村からそういうふうな意見が出たときに、自治大臣としてこれを申すわけにいきませんというふうな答弁をした次第でございます。が、予算編成の過程におきまして、苦しい財政の中からでございますが、どうにか減税し得るという道を開くことができるという確信を得ましたので、住民の税の負担の軽減のために一千五十三億の減税をさせていただくというふうにした次第でございます。この間の事情方を周知、御了承の上、ぜひとも税法こちらにまいりましたら御審議賜わりたいと思つております。

第三の国鉄の問題でございますが、この問題はかねがね私たち、国鉄でございますから、地方国鉄の問題、国が全面的に処置すべきものであるという議論をもつて当たつてきたのでございまして、今回の国鉄の再建策の中で、地方国鉄線はできるだけ早期に取り払うんだ、こういうこととございまして。私もこの問題については、閑散線といえども過疎地域のそれが唯一の足であるから、足の確保を考えていただけなければ取りはずし足らなかつたというところまでを運輸省当局にも申し入れたのでございます。それと同時に、取りはずすということがきまつて直ちに取りはずされた場合におきましては、たとえ足の確保を考へるにいたしたとしても、相当なやりくりを生ずることとございまして、もし地方が望むのであつたらば、五年に限って赤字になる路線であつても国鉄が運営を続ける、ただしこれは五年に限る。そのときには、地方も何らかの負担をするということとできましていただきたような状態でございます。この国鉄が閑散線の廃止を決定されます手続がどうなりますか、あるいはそれをどのような形で費用を負担するのか、予算面では五十億、国が七十五億とまづつておりますけれども、それを県並びに市町村でどう分担するかというふうな問題につきましてはなお各省で検討中でございます。しかし問題は、過疎地帯でございますので財政力もないところでございますから、私たちは十分財政手当て、財源手当て等しなければならぬ、目下検討しているところでございます。

人口急増地帯の要望、先ほど和田委員にも述べさせていただいたような状態で法律を訂正するまでに至らず、まことに申しわけないと思つておりますが、個々の部面におきましては、いま答えさ

していただいたように、前進させていただいた分もございまして。まあ先ほど小学校の何が出ておりました、昨年から実施に入つております用地に対する補助金に對しまして、昨年二十億に對してことしは五十二億ですが、實際新規の分が三十二億というふうな去年の二十億に對してふやしていただいた、あるいは児童公園等の土地まで見ていただくといたつたような部面、並びにごみ処理に對しましては、いままで何といふますか定額補助金のような形で出ておりました分を、できるだけ実態に近い補助金を出していただきます。うな、個々の部面においては本年度の予算で各省ともに努力していただきたまゝ実績をあげていただいた分もございまして、全般といたしまして、私たちが要望しておりました人口急増地帯に対する補助率の引き上げというところまではまいりかねましたので、法律を出すことは見送らしていただいたような状態でございます。しかし、この部面は引き続き、ぜひとも法律が出るまでの姿に持つていきたい、今後ともに努力していただきたいと考えております。

○河田賢治君 地方交付税法では交付金が基準財政の需要額、これに不足の場合には地方制度の改革なり改正なり、あるいはまた行政上の措置なり、さらには地方交付税の引き上げをやるということが書いてあるわけですね。これはもう昨年来、御承知のように補正予算を組んで、そうして手当てをされました。ところが去年と同じなんです。大体ことしの地方財政の動向としましては、大体において公債でまかなつており、四十年それから四十一年の不況のときはいまほどひどくなかった。このときは相当手当てされた、国庫補助で国の一般会計から入れるとか何とか。ところが去年からことしへかけての不況というのは、以前の四十年ごろの不況とは異なつておるわけですね。非常に規模も大きいし、またその深さも深いわけなんです。ところが、財政の措置というものは大体において公債でまかなわれておると、これは地方が借金するわけです。したがって、財

政がますます困難になるわけですね。で、この夏、皆さん方がおつくりになった地方財政の急増市町村の要望というものを地方の諸君が見ました。市の当局あるいは労働組合も、大体あれを実施してもらえば、またこれからは町は大体において赤字にならぬだろうと、皆さん喜んでいてですね。それがそのとおりになっていない。

こういう事態なんです、御承知のとおり、この交付税の引き上げなんかは調査会でもこれは問題になりませんでした。引き上げのことを主張はしませんでした。しかし大臣は——いまのあなたではないんですけれども、これはまた地方財政のわがいに裕福なときですね。大蔵大臣と自治大臣がいつも話し合っているわけですか、で、このときに覚え書きが出されているわけですね。ちょうどそのときは福田大蔵大臣、それから自治大臣は野田武夫さんです。「当分の間、相互に、地方交付税の率の変更を求めないこととする」とともに、

「といて、まあ四十三、四十四年度に、地方の比較的経済的にも裕福な時代ですから、政府が借り上げるというような問題を起したわけですが、一体こういう覚え書きはいまでもこれは有効なんですか、どうですか。財政法上、これは当然こんなことはあつてはならぬわけですね。大臣の所存だけでこれを上げないとか上げるとかいうことじゃないわけですね、これは。どういふことになるんですか。これはもういまはなくなっているんですか。」

○国務大臣(渡海元三郎君) 一番最初に、交付税法に書いてあります文でございますが、「引き続き」という文字が入っておったんじゃないかと思ひます。ところが、この状態、これが長らく続くような状態であれば、国、地方を通ずる姿において交付税率等も考えなければならぬであらうと、かように考えておりますが、私たちはこのよりの景気の落ち込みは非常に異常な姿であると、ぜひともこれを押し戻さなければならぬ、また一時的な景気の低下であつて必ず基調は変わる。かように考へて、本年度は特に税率の引き上

げによらずして、特例交付金という姿で一般会計から繰り入れさせていただき、なお足らざる分を特別会計への借り入れという姿で措置させていただいたような姿でございます。

御承知のように、いま御指摘がありましたように、四十一年度におきまして、私もあの当時予算編成にタッチさせていただいたんであります。税率の二・五％の引き上げ、そして現在の三・二％の姿になる。そのほかに、なお不足する分をことしと同様に特例交付金で入れる。なお景気浮揚のために行ないます事業に対しては、特別地方債という形で国庫のほうから元利を補給するという三つの措置がとられ、本年度の措置と比べてたいへん十分な措置がとられたことは御指摘のとおりであらうと思ひます。

しかし、その後の経過をながめてみますと、このときに引き上げさせていただいた三・二％が、景気上昇もございまして、毎年毎年二・〇％をこえるような地方交付税の増額を見、合せて地方財政の地方税そのものの増収とも相まらまして、地方財政にとりまして改善するための姿を生んだというところは見のがすことができないではないかと、かように考へております。あの当時は、国の財政状態、見通しと比べて、これに應ずるところの地方財政の姿が、地方交付税率では非常に少ないというところで、税率の引き上げを強力に私たちも要望し、またそれを実現したんでござい

ますが、それらの過程をながめて、でき上がりました三・二％の交付税率というものが、その後、景気の上昇によりまして、いま申しましたような姿もございまして、今回は交付税率の引き上げによらずして、一時的な景気の落ち込みと見て、特例交付金の形で処置させていただいたというが実情でございます。いま、あげられました西大臣の覚え書きと申しますか、それはむしろそのような状態でありましたので、絶えず交付税の引き上げということが予算編成當時に問題になったものでございまして、そういうふうなことを言わずに、安定した地

方財政を行なう上において、当分の間はもうそのような話はないんだという意味で覚え書きをかわしたのが西大臣の覚え書きになつていらっしゃるんじゃないかと、かように考へております。その覚え書きが、いまも有効であるかどうかということにつきましては、これは有効であるといへば有効でございます。有効でないといへば有効でない。はつきりとしておりませんが、少なくとも今回の予算編成におきましては、そのようなものがあるというところは頭に入らずに予算折衝をさせていただいたというのが事実でございますので、御了承賜わりたいと思ひます。

○河田實治君 これは大体毎年書かれてはおるんですけれども、しかし、そのときにはこういう書き方をしているのですね。大体まあ何をどうするとか、こうするとか、あつちの会計からこうするとか、こういうことなんですか、交付税の税率の変更を求めないことではないんです、こんなことは法律上できぬことですね、大臣だけであつて、こういうことがやっぱりおろそかにされていちゃ、あなた責任じゃないと思ひます。けれども、その当時の人がやっているんですから。しかし、引き継いだ以上は、やっぱりこういうことがあるんですから、一応これはもう何といふことが、時効になつていふに認めていただくか、認められるべきだと思ひます。

さらにもう一つ問題があるんですけれども、宅地開発税ですね、これは昭和四十四年につくられたわけですね。これは自治省から出されて、そうして法律になつたわけですね。だから、法律になつた以上は、これは自治省だけの責任じゃないわけですね、立法機関である国会も一応その責任を負わなくちゃならぬ。ところがこの法律ができて、どここの地方自治体も一つも条例をつくつてこれを実施していないというのを聞いたんです。一体、法律を出して、地方自治体がちつとも受け入れぬという法律は、これは私はナンセンスで、問題じゃないと思ひますね。やはり行政上の

立場としては、少なくとも地方自治体を受け入れられるような法律をつくるべきなんです、また国会も、各党の諸君もこれならどうかというところはやっぱり議論されたいんです、これが受け入れられるか受け入れられぬか、はねられるかというようなことは、あらかじめわれわれが法律をつくるに際しては、ある程度責任を持たなければならぬ。ところが、自治省がこれを出されて国会を通つたので、すけれども、地方自治体が全然やっていないんです。そして大臣が局長ですか、何かから通達が出て、自治省が行政指導されている。宅地開発税に、自治省が行政指導されている。宅地開発税に、通達では、「税率は、当分の間、一平方メートル当り五百円をこえないようにすること」、こういうことでもやられているのですね、ところが地方自治体ではもうほとんど宅地の開発が行なわれると、とても自治省の言うような、これをどこに適用するか、どれだけの土地とか、つまり使用目的ですね、これによつてはともやっちゃいけない、それからまた五百円では、いまの財政需要が急増市町村は非常に大きなものだから、とてもやりきれぬといつて、みずから条例をつくつていろいろなことをやっているんです。だから、こういう自治体に少しも受け入れられぬというような法律をつくることは私は考えものだと思ひます。なるほど自治体に対してある程度の基準を示すことも必要なんです。けれども、問題によつては、たとえばキャンブル問題、東京では美濃部さんはやめられた、補償金も相当出された、京王線ですね、今度は、ところが大阪は、さてキャンブルの廃止の補償金を払おうとしたら金がない。一年なり二年なりそれをやつてもうけて、それで廃止するといふことをやっているんです。ね。京都あたりですと、競輪をやつておられますけれども、最初はいふこれに反対がありましたけれども、もう京都府の財政がそんなに豊かでない、他の工業県のように。したがって、いまだにまあ競輪はやっているわけですね。そしていろいろ地

方財政の若干のこれによる潤いができているわけですから、こういうことはかなり地方、地方によっても差があるわけですね。ところが、自治省のほうでは全国一律に一つの基準をつくってこよう。ところが、法律が全然地方で受け入れられない。地方では、もう整備の整ったところではほとんど開発税を取って、あるいは建築業者あるいは開発した業者から取ってある程度やっている。もちろんこれに対しては業者からも抵抗がありますけれども、しかしある程度はこれによって土地取得をしているわけですね。だから、こういう一体地方自治体で受け入れられぬような法律をあなた方はつくられたんですから、これに対する責任といえますか、こういう問題に対してどういうふうにお考えになっているか、これからの立法上の態度として私はこの際聞いておきたいと思ひます。

○説明員(石川一郎君) ただいま御指摘がございましたように、昭和四十四年度に宅地開発税が創設されました。現在これを実施している市町村はございません。これはいろいろな原因が考えられると思ひますが、ただいま御指摘がございましたように、宅地開発税等によりまして実質的な負担を開発者に市町村が求めている。この方法が非常に便宜でもあるし、また状況の変化にも応じられるという点でございまして、税を制定いたしました際には何ぶんにも市町村の議会の議決を経なければならぬ。なかなかその実態に應じて例示なり何なりをすぐに変えるというわけにもいかないという点が一つあるかと思うのでございます。四十四年度に創設されてまだ二年度程度でございまして、われわれといしましては、さらにその実態についてよく検討を加えて、やはりもう少し要綱等による負担の求め方よりは税負担によって求めることが妥当であるというふうに考えられますので、市町村に対しては限りの指導をいたしまして、これを課税する状況に持っていきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○河田賢治君 時間がありませんので、とにかくもう自主的な問題がありますから、地方自治体により自主的に発展させるためには、いろんな条件なんかをつくらせるにせよ、できるだけ大まかな線を出して、できるだけ問題のこまかいところはもう地方自治体にまかしていい。地方自治体にそれだけの能力がないというなら、これはもうなるのです。いまますます能力が出て、住民パワーといわれるほど、いろいろの問題で住民自身も地方自治体にいろいろな要求をしているのですから、こういう点で、この法律がだめならこれはやめるような改正の案を出すとかあるいは改正するとか、こういうふうにするべきだと思ひるので。

最後に、先ほど大臣も言われましたけれども、今度の国鉄の赤字線というのは、御承知のとおり、一度敷いたものを撤廃してくれというのは少ないですね、できるだけ残してもらいたい。残すとなれば、これは五カ年三千万メートルを廃止するというのが国鉄の案なんです、そうしますと、ある程度これは残る、相当残ると思うのです。要望としては、さてそれで五十億というものは、いまの経済状態でもかりに都道府県が援助をする、市町村で受け持つというのには財政能力がございせん。だからそういう場合になかなか大きな問題だと私は思ひます。現に、バスの問題についても十分な補助金が行き渡っていないような事態なんです、ましてや国鉄の赤字を埋めるためにそれを引き受けるということ、地方自治体としてなすべきことでもないと思ひます。そういうことは大臣によって、一応国鉄のほうと自治省がそういう約束をされてきたようでありましても、いまそういう先走った約束はしていただきたくないわけですね。これは法律も出てないのではありません。運輸省の、あるいは国鉄の方針の内容として出ているわけですから、こういう点は、今後地方自治はそれによって破壊される私はおそろしく結果をたらすと思ひます。そういう点で、こまかいいろいろな今度の

問題につきましては、さらに局長などに質問して、きょうはこれで終わります。

○委員長(玉置猛夫君) 本件に対する本日の調査はこの程度にとどめます。

次回の委員会は、来る二十一日午前十時三十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の二」を「第七十一条の三」に改める。

第四十条第一項中「進行」を「通行」に改める。

第七十一条中「車両等を運転するときは、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、前条並びに第八十五条第五項及び第六項に定めるもののほか」を削り、同条第二号中「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「通行」を「通過」に改め、同条第五号の二の次に次の一号を加え、同条の付記中「第五号まで」の下に、「第五号の三」を加える。

五の三 自動車運転する場合において、次条に規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車(次条又は第八十七条第三項に規定する標識をつけた普通自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自

動車が道路を変更した場合にその変更した後、の道路と同一の道路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは道路を変更しないこと。

第四章第一節中第七十一条の二を第七十一条の三とし、第七十一条の次に次の一条を加える。

(初心運転者の遵守事項)

第七十一条の二 第八十四条第三項に規定する普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年に達しないもの(政令で定める者を除く。)は、総理府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識をつけないで普通自動車を運転してはならない。

(罰則) 第二百一十一条第一項第九号の三、同条第二項

第七十五条の四中「運転」を「進行」に改める。

第八十四条に次の一項を加える。

5 仮免許を分けて、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)の二種類とする。

第八十五条第五項中「大型自動車、普通自動車若しくは大型特殊自動車の運転の経験の期間」を「大型免許、普通免許若しくは大型特殊免許を受けた者で、当該いずれかの免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)」に改め、同条第七項中「当該旅客自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改める。

第八十六条第一項、第三項及び第四項中「当該旅客自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改める。

第八十七条を次のように改める。

(仮免許)

第八十七条 大型自動車若しくは普通自動車を当該表示自動車を運転することができる第一種免許若

くは普通自動車を運転するときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自

しくは第二種免許を受けないで練習のため運転しようとする者又は普通自動車第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験若しくは第九十八条に規定する指定自動車教習所における普通自動車の運転に関する技能についての技能検査（次項において「試験等」という。）において運転しようとする者は、その運転しようとする自動車が大型自動車であるときは大型仮免許を、普通自動車であるときは普通仮免許を受けなければならぬ。

2 大型仮免許を受けた者は練習のため大型自動車若しくは普通自動車を又は試験等において普通自動車を、普通仮免許を受けた者は練習のため又は試験等において普通自動車を運転することができ、この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができ第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができ第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、総理府令で定めるところにより当該自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識をつけて当該自動車を運転しなければならない。

4 仮免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で旅客自動車を運転することはできない。

5 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行なう運転免許試験（第九十条及び第九十二条の二

において「適性試験」という。）を受けた日から起算して三月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車若しくは普通自動車運転免許を受けたことができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

（罰則）第二項後段については第百十八条第一項第六号、第三項については第百二十条第一項第十四号、同条第二項）

第八十八条第一項各号列記以外の部分中「免許」を「第一種免許又は第二種免許」に改め、同項第一号中「（大型自動車に係る仮免許を含む。）」及び「（普通自動車に係る仮免許を含む。）」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、仮免許を与えない。

一 大型仮免許にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者

二 前項第二号から第四号までのいずれかに掲げる者

第九十条第一項中「当該運転免許試験に合格した日から起算して一年」を「当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月」に、「免許を与えず」を「免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を与えず」に改める。

第九十二条第三項を削り、同条の次に次の一項を加える。

（免許証の有効期間）

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第百一条第二項又は第百一条の二第三項の規定により更新された免許証を除く。）の有効期間は、当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日の後のその者の三回目の誕生日（そ

の者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下この条において同じ。）が経過するまでの期間とする。

2 第百一条第二項の規定により免許証の有効期間が更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、更新前の免許証の有効期間が満了した後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とする。

3 第百一条の二第三項の規定により免許証の有効期間が更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、同条第二項の規定による適性検査を受けた日の後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とする。

第九十六條第一項中、「第一種免許及び」を「第一種免許の運転免許試験を、同条第二項各号のいずれかに該当する者は」に改め、同条第二項中「普通自動車又は大型特殊自動車の運転の経験の期間」を「当該いずれかの免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）」に改め、同条第四項中「大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車の運転の経験の期間」を「当該いずれかの免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第九十六條の二 普通免許の運転免許試験を受けた者とする者（政令で定める者を除く。）は、仮免許を現に受けている者に該当し、かつ、過去三月以内に五日以上、総理府令で定めるところにより道路において自動車の運転の練習をした者でなければならない。

第九十七條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験は、道路において行なうものとする。

第九十八条を次のように改める。
（指定自動車教習所）

第九十八条 公安委員会は、自動車の運転に関する教育の水準を高め、もつて自動車の運転者の資質の向上を図るため、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行なっている施設のうち、職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

一 政令で定める要件を備えた当該施設を管理する者が置かれていること。

二 次項の規定により選任された技能検定員が置かれていること。

三 次に掲げる業務を行なわせるため、当該施設を管理する者により選任された政令で定める要件を備えたそれぞれ次に掲げる職員が置かれていること。

イ 自動車の運転に関する技能の教習 技能指導員

ロ 自動車の運転に関する知識の教習 学科指導員

四 自動車の運転に関する技能及び知識の教習並びに技能検定（自動車の運転に関する技能についての検定で、総理府令で定めるところにより行なわれるものをいう。以下同じ。）のための設備が政令で定める基準に適合していること。

五 当該施設の運営が政令で定める基準に適合していること。

指定自動車教習所を管理する者は、技能検定を行なわせるため、次に掲げる要件を備えた技能検定員を選任しなければならない。

一 二十五歳以上の者であること。

二 その者が従事する技能検定に用いられる自動車を運転することができ免許（仮免許を除く。）を現に受けている者で、次のいずれにも該当せず、かつ、技能検定に関する技能及び知識に關し総理府令で定めるところにより

公安委員会が行なう審査に合格したものであること。

イ 過去二年以内に第六項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に關し不正な行為をした者

ロ 法第七百七条の三第二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に關し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の罪又はこの法律に規定する罪（第七百七条の三第二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者

3 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に關する技能若しくは知識の教習又は技能検定には、それぞれ第一項第三号の規定に基づく政令で定める要件を備えた技能指導員若しくは学科指導員又は前項に規定する要件を備えた技能検定員以外の者を従事させてはならない。

4 指定自動車教習所を管理する者は、公安委員会から当該指定自動車教習所の職員について第八百八条の二第一項第三号に規定する講習を行なう旨の通知を受けたときは、当該職員に当該講習を受けさせなければならない。

5 指定自動車教習所を管理する者は、総理府令で定めるところにより自動車の運転に關する技能及び知識の教習を終了した者に限り、技能検定員にその者についての技能検定を行なわせるものとする。この場合において、技能検定員は、当該技能検定に合格した者について、技能検定に合格した者である旨の証明をしなければならない。

6 指定自動車教習所は、技能検定に合格した者であることを技能検定員が証明した者に限り、総理府令で定めるところにより、総理府令で定める様式の卒業証明書又は修了証明書を発行することができる。

証明書又は修了証明書には、総理府令で定めるところにより、技能検定員の当該技能検定に合格した旨の書面による証明を付するものとすることができる。

7 公安委員会は、指定自動車教習所について、第一項に掲げる基準に適合しているかどうか、又は第三項、第五項若しくは前項の規定に従い運営されているかどうかを審査し、及び当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

8 公安委員会は、技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員がその業務について不正な行為をしたときは、指定自動車教習所を管理する者に対し、これらの者の解任を命ずることができる。

9 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該指定自動車教習所を管理する者及び当該技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

10 公安委員会は、指定自動車教習所が第一項に掲げる基準に適合しなくなつたとき、若しくは第六項の規定に違反して卒業証明書若しくは修了証明書を発行したとき、又は指定自動車教習所を管理する者が第三項若しくは第四項の規定に違反し、第五項前段に規定する者以外の者について技能検定を行なわせ、若しくは第八項の規定による命令に違反したときは、その指定を解除し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めて当該指定自動車教習所が当該期間内における教習に基づき第六項に規定する卒業証明書若しくは修了証明書を発行することを禁止することができる。

又は修了証明書の発行を禁止したときは、当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所を第一項に掲げる基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

12 公安委員会は、第十項の規定による卒業証明書若しくは修了証明書の発行の禁止の処分を受けた指定自動車教習所が当該禁止に違反して卒業証明書若しくは修了証明書を発行したときは、その指定を解除し、又は指定自動車教習所を設置し若しくは管理する者が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を解除し、若しくは六月をこえない範囲内で卒業証明書若しくは修了証明書を発行することを禁止する期間を延長することができる。

第九十八條の次に次の一条を加える。

（罰則の適用）
第九十八條の二 前条第一項第二号に規定する技能検定員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九十九條第一項中「第一種免許の」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 第九十八條第六項に規定する卒業証明書（同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限る。）を有する者で当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して一年を経過しないもの又は同項に規定する修了証明書（同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限る。）を有する者で当該修了証明書に係る技能検定を受けた日から起算して三月を経過しないもの

第百三條第一項中「免許を受けた者が第八十八條第一項第二号、第三号又は第四号を」を「免許（仮免許を除く。以下第六百六条までにおいて同じ。）を受けた者が第八十八條第一項第二号から第四号まで」に、「同項第二号、第三号又は第四号を」を「当該各号」に改め、同条第四項中「第八十八條第一項第二号、第三号又は第四号」を「第八十八條第一項第二号から第四号まで」に改める。

一 項第二号から第四号まで」に改める。

第百六條の次に次の一条を加える。

（仮免許の取消し）

第百六條の二 仮免許を受けた者が第八十八條第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者になつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当する者となつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、その者の仮免許を取り消さなければならない。

2 仮免許を受けた者が第百三條第二項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。

第百十條第一項中「高速自動車国道の下に」及び政令で指定する自動車専用道路を加え、同条第二項中「高速自動車国道」の下に「及び前項の規定に基づく政令で指定する自動車専用道路」を加える。

第百十二條第五項中「千円」を「千五百円」に改める。

第百十四條の二第一項中「を警視總監」を「並びに仮免許を与えること及び仮免許の取消しに關する事務を警視總監」に改める。

第百十八條第一項に次の一号を加える。

六 第八十七條（仮免許）第二項後段の規定に違反して自動車を運転した者

第百十九條第二項中「第二号」の下に「（第四十三條後段に係る部分を除く。）」を加える。

第百二十條第一項第九号中「第五号」の下に「第五号の三」を加え、同項第十号の二中「前条」を「第百十九條」に改め、同項第十四号中「よらないで自動車を運転した」を「違反した」に改め、同条第二項中「又は第八号」を「第八号又は第十四号」に改める。

第百二十一條第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 第七十一条の二（初心運転者の遵守事項）の規定に違反した者

第二百一十一條第二項中「前項第十号」を「前項第九号の三又は第十号」に改める。

別表中「第百十九條第一項第一号の二、第二号、第二号の二」を「第百十九條第一項第一号の二から第二号の二まで」に、又は「第百十九條の二」を「又は第百十九條の二」に、「第五号又は」を「第五号、第五号の三又は」に、「第九号の二若しくは第十号」を「若しくは第九号の二から第十号まで」に改める。

附則

1 この法律は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 目次の改正規定、第七十一条の改正規定（第二号及び第三号に係る部分を除く）、第七十一条の二を第七十一条の三とし、第七十一条の次に一条を加える改正規定、第百十條の改正規定、第百二十條第一項第九号の改正規定、第百二十一條の改正規定、別表の改正規定（第五号又は及び、第九号の二若しくは第十号）を改める部分に限る。及び次項の規定 昭和四十七年十月一日

二 第八十四條に一項を加える改正規定、第八十五條第五項の改正規定、第八十七條の改正規定、第八十八條の改正規定、第九十條第一項の改正規定、第九十二條第三項を削り、同條の次に一條を加える改正規定、第九十六條第一項、第二項及び第四項の各改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第九十七條の改正規定、第九十八條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第九十九條第一項の改正規定、第百三條第一項及び第四項の各改正規定、第百六條の次に一條を加える改正規定、第百十二條第五項の改正規定、第百十四條の二第二項の改正規定、第百十八條第一項に一号を加える改正規定、第百二十條第一項第十四号及び第二項の各改正規定、別表の改正規定（第百十九條第一項第一号の二、

第二号、第二号の二）を改める部分に限る。）並びに附則第三項から第七項まで及び第九項の規定 昭和四十八年四月一日

三 その他の規定 この法律の公布の日

2 昭和四十八年三月三十一日までの間は、前項第一号に掲げる改正規定による改正後の道路交通法第七十一条第五号の三中「第八十七條第三項」とあるのは、「第八十七條第四項」とする。

3 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）の規定により仮運転免許（以下「仮免許」という。）を受けている者は、当該仮免許について指定されている自動車の種類が大型自動車であるときは当該改正規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）の規定により大型自動車仮免許を受けたものと、当該仮免許について指定されている自動車の種類が普通自動車であるときは新法の規定により普通自動車仮免許を受けたものとみなす。

4 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により受けている仮免許の有効期間は、前項及び新法第八十七條第五項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に運転免許（以下「免許」という。）を受けている者の当該免許に係る運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間については、新法第九十二條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、新法第九十一條第二項又は第九十一條の三第三項の規定によりその者の免許証の有効期間が当該改正規定の施行後最初に更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、新法第九十二條の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該更新に係る新法第九十一條第一項又は第九十一條の二第二項の規定による適性検査を受けた日の後のその者の四回目の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月

二十八日であるものとみなす。）が経過するまでの期間とする。

6 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により普通自動車免許（以下「普通免許」という。）の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格及びその者に対して新法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験の方法については、新法第九十六條の二及び第九十七條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により指定自動車教習所として指定されているものは、新法の規定により指定自動車教習所として指定されたものとみなし、その際現に当該自動車教習所において自動車の運転に関する技能若しくは知識の教習又は自動車の運転に関する技能についての技能検定に従事している者（新法第九十八條第一項第三号の規定に基づく政令で定める要件又は同条第三項各号に掲げる要件を備えていない者を除く。）で、当該改正規定の施行後も引き続き当該自動車教習所において当該教習又は当該技能検定に従事するものは、新法第九十八條第一項第三号又は第二項の規定により、当該自動車教習所の技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員に、それぞれ選任された者とみなす。

8 この法律の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

9 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前にした旧法第二十四條の規定に違反する行為については、新法第九章及び別表の規定は、適用しない。

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、地方税法の一部を改正する法律案

一、航空機燃料譲与税法案
一、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第七号中「十万円」を「十五万円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四條の五第一項第三号中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

第三十二條第四項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第三十四條第一項第四号を次のように改める。
四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二號）第二條の三に規定する第一種共済契約は身体に障害のある者に関する実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約

第三十四條第一項第五号中「二を削り、ホを」とし、同項第六号中「九万円」を「十万円」に、「十一万円」を「十二万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「九万円」を「十万円」に改め、同項第十号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項第十一号中「十四万円」を「十五万円」に改め、同条第三項中「十一万円」を「十二万円」に改め、同条第四項及び第八項中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

第三十六條第一項中「記載があるとき」の下に「（当該申告書の提出がなかつた場合又は当該申告

書に当該事項の記載がなかつた場合においては、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるときを含む。）を加える。

第四十五条の二第二項第五号中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

第七十二条の十七第一項中「第二十条」を「第十八条の三、第二十条」に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「三十六万円」を「六十万円」に改める。

第七十二条の四十八第三項中「電気供給業」を「電気供給業にあつてはその二分の一を当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に」に改める。

第七十二条の五十五の二第一項中「（以下本条において「確定申告書」という。）を削り、「提出した場合」を「提出し、又は道府県民税につき第四十五条の二第二項の申告書を提出した場合」に、「当該確定申告書」を「当該申告書」に改め、同条第二項中「当該確定申告書」を「当該申告書」に、「これらの規定」を「同条第一項から第三項までの規定」に改め、同条第三項中「確定申告書」を「同項に規定する申告書」に、「当該確定申告書」を「当該申告書」に改める。

第七十二条の四第二項第二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 海洋科学技術センターが海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）第二十三条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の五第二項を同条第三項とし、同項の前に次の一号を加える。

2 道府県は、八郎潟新農村建設事業団が八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）第十九条第一項第五号の業務として土地

（政令で定めるものに限る。）を譲り渡した場合における当該譲渡を受けた土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第七十五条第一項中「課税標準として」の下に「又は利用の日ごとに定額によつて」を加える。

第七十八条第一項を次のように改める。

娯楽施設利用税の標準税率は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

一 第七十五条第一項各号に掲げる施設（次号に掲げる施設を除く。）利用料金の百分の十二 第七十五条第一項第二号に掲げる施設（これに類する施設を含む。）一人一日につき六百元

第七十八条に次の一号を加える。

3 道府県は、第一項第二号に掲げる施設の利用に対し娯楽施設利用税を課する場合においては、施設の整備の状況等に応じて、その税率に差等を設けることができる。

第七十八条の二を削る。

第八十四条第一項第二号中「並びに第七十八条の二第一項」を削り、同項に次の一号を加える。

三 第七十八条第一項第二号に掲げる施設を利用する場合

第七十八条第一項第三号を次のように改める。

三 バス

一般乗合用のもの 年額 一万四千元

その他 年額 三千元

第四百四十七条第二項中「主として観光貸切用」を「一般乗合用」に、「四十人をこえ五十人以上以下」を「三十人をこえ四十人以上以下」に、「三十人をこえ四十人以上以下」を「四十人をこえ五十人以上以下」に改める。

第四百五十四条の次に次の一号を加える。

（自動車税の納付義務の免除）

第四百五十四条の二 道府県は、第四百五十五条第二項に規定する自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車の

売主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受けとることができなくなつたときは、当該自動車に対して課する自動車税に係る地方団体の徴収金に係る売主の納付の義務を免除するものとする。

2 前項の規定は、第四百五十五条第二項に規定する自動車の売主から前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときに限り、適用する。

第二百九十二条第一項第七号中「十万円」を「十五万円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二百九十五条第一項第三号中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

第三百十三条第四項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第三百四十四条の二第二項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支払つた所得割の納税義務者 その支払つた金額の合計額

イ 小規模企業共済法第二条の三に規定する第一種共済契約

ロ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約

第三百四十四条の二第一項第五号中「を削り、ホを」とし、同項第六号中「九万円」を「十万円」に、「十一万円」を「十二万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「九万円」を「十万円」に改め、同項第十号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項第十一号中「十万円」を「十一万円」に改め、同項第十二号中「十四万円」を「十五万円」に改め、同条第三項中「十一万円」を「十二万円」に改め、同条第四項及び第八項中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

第三百四十四条の四「記載があるとき」の下に

「（当該申告書の提出がなかつた場合又は当該申告書に当該事項の記載がなかつた場合において、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるときを含む。）を加える。

第三百四十七条の二第二項第五号中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

第三百四十八条第二項第七号の七中「又は」を「若しくは」に、「立体交差化施設のうち」を「立体交差化施設又は道路の改築に伴い改良された既設の立体交差化施設のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の八 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道事業者が都市計画法第五

条の規定により指定された都市計画区域内において地方鉄道事業又は軌道経営の用に供するため所有する地下道又は跨線道路橋で、自治省令で定めるもの

第三百四十八条第二項第六号の二「で政令で定めるもの」を削り、同項第六号の四「ばい煙処理施設」を「ばい煙処理施設又は同条第五項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設」に改め、同項第六号の五中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第六号の六中「第十五条第一項に規定する廃プラスチック類処理施設」を「第八条第一項に規定するごみ処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の七 公共の危害防止のためにする悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第二条に規定する悪臭物質の排出防止設備で自治省令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 日本万国博覧会記念協会が日本万国博覧会記念協会法第二十一条第一項第一号に

「（当該申告書の提出がなかつた場合又は当該申告書に当該事項の記載がなかつた場合において、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるときを含む。）を加える。

第三百四十七条の二第二項第五号中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

第三百四十八条第二項第七号の七中「又は」を「若しくは」に、「立体交差化施設のうち」を「立体交差化施設又は道路の改築に伴い改良された既設の立体交差化施設のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の八 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道事業者が都市計画法第五

条の規定により指定された都市計画区域内において地方鉄道事業又は軌道経営の用に供するため所有する地下道又は跨線道路橋で、自治省令で定めるもの

第三百四十八条第二項第六号の二「で政令で定めるもの」を削り、同項第六号の四「ばい煙処理施設」を「ばい煙処理施設又は同条第五項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設」に改め、同項第六号の五中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第六号の六中「第十五条第一項に規定する廃プラスチック類処理施設」を「第八条第一項に規定するごみ処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の七 公共の危害防止のためにする悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第二条に規定する悪臭物質の排出防止設備で自治省令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 日本万国博覧会記念協会が日本万国博覧会記念協会法第二十一条第一項第一号に

「（当該申告書の提出がなかつた場合又は当該申告書に当該事項の記載がなかつた場合において、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるときを含む。）を加える。

第三百四十七条の二第二項第五号中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

第三百四十八条第二項第七号の七中「又は」を「若しくは」に、「立体交差化施設のうち」を「立体交差化施設又は道路の改築に伴い改良された既設の立体交差化施設のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の八 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道事業者が都市計画法第五

条の規定により指定された都市計画区域内において地方鉄道事業又は軌道経営の用に供するため所有する地下道又は跨線道路橋で、自治省令で定めるもの

第三百四十八条第二項第六号の二「で政令で定めるもの」を削り、同項第六号の四「ばい煙処理施設」を「ばい煙処理施設又は同条第五項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設」に改め、同項第六号の五中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第六号の六中「第十五条第一項に規定する廃プラスチック類処理施設」を「第八条第一項に規定するごみ処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の七 公共の危害防止のためにする悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第二条に規定する悪臭物質の排出防止設備で自治省令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 日本万国博覧会記念協会が日本万国博覧会記念協会法第二十一条第一項第一号に

「（当該申告書の提出がなかつた場合又は当該申告書に当該事項の記載がなかつた場合において、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるときを含む。）を加える。

規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十九条の三第一項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同条第二項中「含み、第十九項の規定の適用を受けるものを除く」を「含み」に改め、同条第三項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同条第四項中「第四号」を「第三号」に改め、同条第十三項中「租税特別措置法第十三条第一項の表の第二号に掲げる個人又は同法第四十三号第一項の表の第二号若しくは第十三号に掲げる法人が新設したそれぞれこれらの規定の適用を受ける機械その他の設備」を「中小企業者等の営む事業の経営の合理化に資するため機械その他の設備で自治省令で定めるもの」に改め、同条第十七項中「当該橋りょうに係る」を削り、同条第十九項を削り、第二十項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、同条第二十二項中「砂利の採取に伴う災害の防止」を削り、同条中同項を第二十一項とし、第二十三項を第二十二項とし、同条に次の一項を加える。

23 海洋科学技術センターが所有し、かつ、直接海洋科学技術センター法第二十三条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年

度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第四百四十九条の次に次の一条を加える。

(軽自動車税の納付義務の免除)

第四百四十九条の二 市町村は、第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該軽自動車等の売主が当該軽自動車等の売買

に係る代金の全部又は一部を受けとることができなくなつたときは、当該軽自動車等に対して課する軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る売主の納付の義務を免除するものとする。

2 前項の規定は、第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等の売主から前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときに限り、適用する。

第四百八十九条第一項第十三号中「焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料」を削り、同項第十二号の四「限る。」の下に「及び無水フタル酸」を加え、同条第二項中「無水フタル酸」を削り、「及び合成グリセリン」を「合成グリセリン」に改め、「含み。」の下に「及びアクリル酸（プロピレンを原料とするものに限る。）」を加え、同条第四項中「として設置された電灯」を「若しくは融雪用として設置された電灯、電気融雪装置その他の施設」に改め、同条第十項中「及び第九十八条第一項」を削り、「並びに」を「これらの学校の教育に準ずる教育を行なう政令で定める施設及び」に改める。

第四百九十条の二第一項中「七百元」を「八百円」に、「千四百円」を「千六百元」に改める。

第七百二条第二項中「第十九項又は第二十項」を「又は第十九項」に改める。

附則第四条の見出し中「課税標準」を「課税標準等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2 租税特別措置法第二十八條の四の規定により読み替へて適用される所得税法第四百四十二条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた同法第二

条第一項第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第三十二条第八項又は第三百三十三条第八項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは、「五年」とする。附則第八条に次の一項を加える。

2 租税特別措置法第六十八條の三の規定により

読み替へて適用される法人税法第八十一条の規定によつて法人税の還付を受けた法人の当該還付を受けた法人税額に係る第五十三条第四項又は第三百二十一条の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは、「七年」とする。

附作第九条の見出し中「法人の」を削り、同条中第三項を第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 租税特別措置法第二十八條の四の規定により読み替へて適用される所得税法第四百四十二条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた同法第二條第一項第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第七十二条の十七第六項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

附則第十一条第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(不動産取得税の減額等)

第十一条の二 道府県は、附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地を譲渡した者が都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域外の土地を当該譲渡の日前一年の期間内に取得し

ていた場合又は当該譲渡の日から一年以内に取得した場合において、その者が当該土地の取得の日から引き続き五年以上当該土地を農地として使用すると認められるときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が昭和五十七年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該税額から当該譲渡した土地の固定資産税台帳に登録された価格（当該譲渡した土地の価格が固定資産税台帳に登録されてない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第

一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。ただし、当該土地の取得について前条第二項の規定の適用がある場合における当該土地の取得については、この限りでない。

2 前条第三項の規定は前項に規定する土地の取得につき第七十三条の十四第十二項の規定の適用がある場合について、第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は前項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について、準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「附則第十一条の二第一項」と、「二年」とあるのは「五年」と、「同項」とあるのは「同項」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一条の二第一項」と、第七十三条の二十七第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一条の二第一項」と、「同項」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

附則第十四条第一項中「昭和四十六年度」を「昭和四十九年度」に改める。

附則第十五条第二項中「昭和四十七年一月一日」を「昭和五十年一月一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「その他の設備」の下に「で自治省令で定めるもの」を加え、「であつて、当該組合の組合員のうち租税特別措置法第十四条第一項の表の第二号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第二号に掲げる法人が使用するそれぞれこれらの規定の適用を受けるもの」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「その他の設備」の下に「で自治省令で定めるもの」を加え、「で租税特別措置法第十四条第一項の表の第一号若しくは第二号又は同法第四十三条第一項の表の第一号若しくは第二号に掲げるもの」

を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和四十七年一月一日」を「昭和五十年一月一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条に次の一項を加える。

11 第三百四十九条の四第四項の規定の適用については、昭和四十七年度分の固定資産税に限り、同項中「制定又は改廃」とあるのは、「制定若しくは改廃又は経済情勢の著しい変化」とする。

附則第二十條中「第二十項」を「第十九項」に改める。

附則第三十一條の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「昭和四十七年五月三十一日」を「昭和五十年五月三十一日」に改め、同条第四項を削る。

附則中第三十二條を削り、第三十二條の二を第三十二條とし、第三十二條の三を第三十二條の二とする。

附則第三十四條第三項第一号中「第七項」を「第六項」に改める。

附則第三十七條を削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九條第一項、第二項、第四項及び第十項の改正規定並びに附則第三十一條第四項を削る改正規定は、同年六月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第二條 改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十七年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二條第四項第一号の規定の適用については、昭和四十七年度分の個人の道府県民

税に限り、同号中「十七万円」とあるのは、「十六万五千元」とする。

(事業税に関する規定の適用)

第三條 新法第七十二條の四十八第三項の規定は、昭和四十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

2 第四項に定めるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二條の十七第三項第一号の規定の適用については、昭和四十七年度分の個人の事業税に限り、同号中「十七万円」とあるのは、「十六万五千元」とする。

4 新法第七十二條の五十五の二の規定は、昭和四十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第四條 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(娯楽施設利用税に関する規定の適用)

第五條 新法第七十五條及び第七十八條の規定は、施行日以後における施設の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前における施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

第六條 新法第四百七十七條及び第四百七十八條の二の規定は、昭和四十七年度分の自動車税から適用し、昭和四十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

第七條 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十七年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十三條第四項第一号の規定の適用については、昭和四十七年度分の個人の市町村民税に限り、同号中「十七万円」とあるのは、「十六万五千元」とする。

(固定資産税に関する規定の適用)

第八條 次項に定めるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十七年度分の固定資産税から適用し、昭和四十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八條第二項第二号の七の規定中道路の改築に伴い改良された既設の立体交差化施設に関する部分及び同項第二号の八の規定並びに新法第三百四十九條の三第十七項の規定中橋りょうに係る線路設備等以外の線路設備等に関する部分は、昭和四十六年一月二日以後において改良され、建設され、又は取得されたこれらの規定に規定する構築物等について、昭和四十七年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三百四十九條の三第十九項の規定は、昭和四十六年一月一日までの間において建設された同項に規定する地下道又は跨線道路橋に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

(軽自動車税に関する規定の適用)

第九條 新法第四百四十九條の二の規定は、昭和四十七年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十六年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十條 新法第四百八十九條第一項、第二項、第四項及び第十項の規定は、昭和四十七年六月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税）にあつては、同日以後に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税）にあつては、同日前に使用した電気又はガスに課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税）に限り、同号中「十七万円」とあるのは、「十六万五千元」とする。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十條 新法第四百八十九條第一項、第二項、第四項及び第十項の規定は、昭和四十七年六月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税）にあつては、同日以後に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税）に限り、同号中「十七万円」とあるのは、「十六万五千元」とする。

き電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税）にあつては、同日以後に使用した電気又はガスに課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税）にあつては、同日前に使用した電気又はガスに課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税）に限り、同号中「十七万円」とあるのは、「十六万五千元」とする。

2 新法第四百九十九條の二第二項の規定は、施行日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税）にあつては、同日以後に使用した電気又はガスに課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税）に限り、同号中「十七万円」とあるのは、「十六万五千元」とする。

(罰則に関する規定の適用)

第十一條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二條 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第十三條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第六項中「第二項の七」を「第二号の八」に改める。

附則第十六條の表の第四号中「当該橋りょうに係る」を削る。

第十四條 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新交付金法」という。）第二條第六項の規定

中地方税法第三百四十八条第二号の八に掲げる固定資産に類するものに関する部分及び新交納付金法附則第十六項の表の第四号の規定中橋りよりに係る線路設備等以外の線路設備等に関する部分は、昭和四十六年四月一日以後において建設され、又は取得されたこれらの規定に規定する固定資産又は線路設備等について、昭和四十八年度分の市町村納付金から適用する。

航空機燃料譲与税法

航空機燃料譲与税法

(航空機燃料譲与税)

第一条 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税法(昭和四十七年法律第 号)の規定による航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額とし、空港関係市町村に対して譲与するものとする。

2 空港関係市町村とは、空港(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港又は国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。)の所在する市町村(その区域外に空港を設置している市町村を含む。次条第一項第一号において同じ。)及びこれに隣接する市町村で、自治大臣が指定するものをいう。

(譲与の基準)

第二条 航空機燃料譲与税は、空港関係市町村に対し、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に掲げる基準によりあん分して譲与するものとする。

一 空港の所在する市町村 当該空港において収納されるべき国内航空に従事する航空機に係る着陸料の収入額(一の空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該収入額を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところによりあん分した額)

二 航空機の騒音が特に著しいと認められる空港で政令で定めるものに係る市町村 当該空

港に係る航空機の騒音が特に著しい地区として自治省令で定める地区内の世帯数
2 前項の場合においては、航空機燃料譲与税の三分の一の額を同項第一号の着陸料の収入額で、他の三分の二の額を同項第二号の世帯数であん分するものとする。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)
第三条 航空機燃料譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期		譲与時期ごとに譲与すべき額
九月	前年度三月における同月において収納すべき航空機燃料税の収入額と前年度四月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額を加算し、又はこれから減額した額の十三分の二に相当する額	九月から二月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の見込額と前年度三月における同月において収納すべき航空機燃料税の収入額との差額を四月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十三分の二に相当する額
三月		

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することとができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第四条 各空港関係市町村に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額とする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

第五条 空港関係市町村の長は、自治省令で定めるところにより、航空機燃料譲与税の額の算定に用いる資料を、都道府県知事を經由して、自治大臣に提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

3 第一項第一号の着陸料の収入額及び同項第二号の世帯数は、自治省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、空港の管理の態容、航空機の騒音により生ずる障害の程度その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより補正することができる。

第六条 自治大臣は、航空機燃料譲与税を空港関係市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、自治省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において空港関係市町村に譲与すべき額とするものとする。

(航空機燃料譲与税の使途)

第七条 空港関係市町村は、譲与を受けた航空機燃料譲与税の総額を航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用に充てなければならない。

第八条 航空機燃料譲与税は、空港が都の特別区の存する区域に所在している場合においては、都都に対して譲与する。この場合においては、都を市とみなして、この法律の規定を適用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

(昭和四十七年度の特例)

2 昭和四十七年度に限り、第三条第一項の表中「前年度三月における同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額」と同月において収納した航空機燃料税の収入額との差額を四月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額に加算し、又はこれから減額した額」とあるのは、「四月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額」とする。

(地方交付税法の一部改正)

3 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び自動車重量譲与税」を、「自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」に改め、同条第三項の表市町村の項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次のように加える。

十五 航空機燃料譲与税 着陸料の収入額及び世帯数

4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和四十七年度分の地方交付税から適用する。

(自治省設置法の一部改正)

5 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の四及び第三十三号の五中「特別とん譲与税」の下に「及び航空機燃料譲与税」を加える。

第十三条第一号中「特別とん譲与税」の下に「航空機燃料譲与税」を加え、同条第八号及び第九号中「特別とん譲与税」の下に「及び航空機燃料譲与税」を加え、同条第十号中「特別とん譲与税」の下に「昭和三十三年法律第七十七号」を、「をいう。」の下に「及び航空機燃料譲与税を譲与すべき空港関係市町村(航空機燃料

譲与税法（昭和四十七年法律第 号）第一条第一項に規定する空港関係市町村をいう。）を加え、同条第十二号中（昭和三十三年法律第七十七号）を「航空機燃料譲与税法」に、「特別とん譲与税並びに」を「特別とん譲与税、航空機燃料譲与税並びに」に改める。

第十七条第四号の三中「特別とん譲与税」の下に「及び航空機燃料譲与税」を加える。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部改正）

6 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）及び産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる規定中「算定した特別とん譲与税」の下に「自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」を、「特別とん譲与税」の下に「自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税」を加え、「及び当該特別とん譲与税」を「並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」に改める。

一 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五條第二項第一号

二 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四條第二項

3 昭和四十七年度分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第一項及び第十三条第五

項の規定の適用については、法第十二条第一項の表の市町村の項中

4 下水道費	
(1) 經常経費	人口集中 地区人口
(2) 投資的経費	人口集中 地区人口
5 その他の土木費	人口集中 地区人口

三 産炭地域振興臨時措置法第十一条第三項

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律

（昭和四十七年度分の地方交付税の特例）

第一条 昭和四十七年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。）附則第十一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から三十億円を減額した額に次の各号に掲げる額の合算額を加算した額とする。

一 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方交付金の額 千五百億円

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時沖繩特別交付金の額 三百六十五億円

三 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）附則第五項に規定する借入金金の加算額 千六百億円

2 昭和四十七年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法附則第十一項の規定により算定した額から三十億円を減額した額に三百六十五億円を加算した額の百分の九十四に相当する額と二千六百五十億円との合算額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、法附則第十一項の規定により算定した額から三十億円を減額した額に三百六十五億円を加算した額の百分の六に相当する額とする。

とあるのは		とあるのは		とあるのは	
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
6 その他の土木費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
とし、法第十三条第五項の表の市					
とあるのは					
4 公園費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口
5 下水道費	(1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 人口	人口 人口	人口 人口	人口 人口</

道府県			
三	(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長 人口	一メートルにつき 一〇〇〇
	(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長 人口	一メートルにつき 九五〇
	(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長 人口	一メートルにつき 四〇〇
	(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長 人口	一メートルにつき 〇〇〇
二	1 小学校費	教職員数	一人につき 九八七、〇〇〇
	2 中学校費	教職員数	一人につき 一一六、五〇〇
	3 高等学校費	教職員数	一人につき 九五二、〇〇〇
	(1) 經常経費	生徒数	一人につき 一一六、五〇〇
一	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき 一、七四八、〇〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき 一二、七〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき 一一、〇〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき 五二一
四	1 厚生労働費	盲学校、聾学校及び 養護学校の幼児、児 童及び生徒の数	一人につき 五三四、〇〇〇
	2 生活保護費	町村部人口	一人につき 一、一八七
	2 社会福祉費	人口	一人につき 五〇三
	(1) 經常経費	人口	一人につき 八〇〇
三	(2) 投資的経費	人口	一人につき 九二五
	3 衛生費	人口	一人につき 一六三
	4 労働費	失業者数	一人につき 一七三、〇〇〇
二	(1) 經常経費	農家数	一人につき 一八、〇〇〇
	(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき 一四、三〇〇
	(1) 經常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき 八一〇
	(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき 二、二五〇
一	(1) 經常経費	水産業者数	一人につき 三一、五〇〇
	(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき 一三、七〇〇
	4 商工行政費	人口	一人につき 三九〇
	6 その他の行政費	道府県税の税額 恩給受給権者数	千円につき 一一〇〇
三	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一一〇〇
	2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき 二二〇、〇〇〇
	3 その他の諸費		
	3 その他の諸費		

七	(1) 經常経費	人口	一人につき 九二〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき 七〇〇
	(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき 二二〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき 九五〇
八	災害復旧費	災害復旧事業費の財 源に充てるため発行 を許可された地方債 に係る元利償還金	千円につき 二五〇
	特定償還費	公共事業費等特定の 事業費の財源に充て るため発行を許可さ れた地方債に係る元 利償還金	千円につき 二五〇
	九 特別事業償還費	公共事業費等特定の 事業費の財源に充て るため昭和四十一年 度において特別に発 行を許可された地方 債の額	千円につき 一二七
	九 特別事業償還費	公共事業費等特定の 事業費の財源に充て るため昭和四十一年 度において特別に発 行を許可された地方 債の額	千円につき 一二七
一	1 消防費	人口	一人につき 一、四五五
	2 土木費	人口	一人につき 一、四五五
	1 道路橋りょう 費	道路の面積	一平方メートルにつき 三四〇
	(1) 經常経費	道路の延長	一メートルにつき 一一〇
二	(2) 投資的経費	港灣費	一メートルにつき 六、二〇〇
	(1) 經常経費	港灣（漁港を含む） における係留施設の 延長	一メートルにつき 二、〇〇〇
	(2) 投資的経費	港灣（漁港を含む） における係留施設の 延長	一メートルにつき 二、〇〇〇
	(2) 投資的経費	港灣（漁港を含む） における係留施設の 延長	一メートルにつき 二、〇〇〇
三	(1) 經常経費	都市計画区域におけ る人口	一人につき 二二六
	(2) 投資的経費	都市計画区域におけ る人口	一人につき 二五〇
	(1) 經常経費	人口	一人につき 三〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき 二〇〇
四	(1) 經常経費	人口集中地区人口	一人につき 三五〇
	(2) 投資的経費	人口集中地区人口	一人につき 二二〇
	(1) 經常経費	人口	一人につき 三五〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき 二二〇
五	(1) 經常経費	人口	一人につき 三五〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき 二二〇
	(1) 經常経費	人口	一人につき 三五〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき 二二〇
六	(1) 經常経費	人口	一人につき 三五〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき 二二〇
	(1) 經常経費	人口	一人につき 三五〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき 二二〇

市町村			
三	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	教育費	人口	一人につき
	1 小学校費	児童数	一人につき
	(1) 經常經費	児童数	七、三〇〇〇
二	(2) 投資的經費	学校数	一、八五〇〇〇〇
	(1) 經常經費	学校数	一、六〇〇〇〇〇〇
	(2) 投資的經費	学校数	一、一五〇〇〇〇〇〇
	(1) 經常經費	生徒数	六、五〇〇〇〇
	(2) 投資的經費	生徒数	一、八五〇〇〇〇〇
一	(1) 經常經費	学校数	一、六〇〇〇〇〇〇
	(2) 投資的經費	学校数	一、一五〇〇〇〇〇〇
	(1) 經常經費	生徒数	一、六九五、〇〇〇〇〇
	(2) 投資的經費	生徒数	一、二五〇〇〇〇〇
	(1) 經常經費	生徒数	六、〇〇〇〇〇〇
四	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
五	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
六	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
七	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
八	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
九	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
十	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	人口	一人につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき

六	(2) 投資的經費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき
	(1) 經常經費	市町村税の税額	千円につき
	(2) 投資的經費	世帯数	一世帯につき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき
七	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
八	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
九	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
十	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき
	(1) 經常經費	人口	一人につき
	(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき
	(1) 經常經費	人口	一人につき

(備考)

この表の下欄に掲げる額は、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村の基準財政需要額を算定する場合にあつては、当該額に自治省令で定める率を乗じて得た額とする。

(昭和四十八年度分から昭和五十五年度分までの地方交付税の特例)

第二条 昭和四十八年度から昭和五十五年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき地方交付税の総額は、昭和四十八年度から昭和五十五年度までの各年度にあつては第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額から第三号に掲げる額を減額した額とし、昭和五十一年度から昭和五十五年度までの各年度にあつては

- 第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を減額した額とする。
- 法第六條第二項（昭和四十八年度にあつては、法附則第十一項）の規定により算定した額
- 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時沖縄特別交付金の額
- 当該各年度の前年度における借入金金の額に

相当する額から当該各年度における借入金の額に相当する額を控除した額

2 前項第二号に掲げる額は、政令で定める基準に従い当該各年度の予算で定める額とする。

3 第一項第三号の借入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五項の規定による借入金額として当該各年度の予算で定める額とする。

附 則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

2 (地方交付税法の一部改正)
地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第六項中「附則第二十三項」を「附則第十項」に改め、附則第十項中「附則第二十四項」を「附則第十一項」に改め、附則第二十項中「及び昭和四十六年度」を「から昭和四十八年度までの各年度」に改め、附則第二十七項を附則第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対し交付すべき昭和四十七年度から昭和五十年までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第二項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、自治省令で特例を設けることができる。

(市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

3 市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律(昭和三十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び昭和四十六年度」を「から昭和四十八年度までの各年度」に改める。

第二条第二項の表の測定単位の数値の算定の基礎の欄中「及び昭和四十六年度」を「から昭和四十八年度までの各年度」に改める。

(昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部改正)

4 昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条中見出し及び条名を削り、第一条に項番号を附し、同項第二号中「附則第十六項」を「附則第五項」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

5 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則第二項から第十二項までを削り、附則第十三項中「昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第百八十号)」第一条第一項又は「を削り、第一条第一項若しくは第二条」を「第一項又は昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十七年法律第 号。以下「昭和四十七年度特例法」という。第一条第一項若しくは第二条)」に改め、附則中同項を第二項とし、第十四項を第三項とし、第十五項を第四項とし、附則第十六項中「昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度まで」に、「昭和四十七年度から」を「昭和四十七年度分にあつては千二百九十五億六千万円から三十億円を控除した額に千六百億円を加算した額、昭和四十八年度から」に、「千二百九十五億六千万円から」を「千二百九十五億六千万円から三十億円を控除した額と千六百億円との合算額から」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第五項とする。

年 度	金 額
昭和四十八年度	百四十億円
昭和四十九年度	二百億円
昭和五十年	二百六十億円
昭和五十一年度	三百二十億円
昭和五十二年	三百九十億円
昭和五十三年	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円

附則第十七項を附則第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 昭和四十七年度に限り、第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるため必要がある場合においては、予算で定める金額を限り、一般会計からこの会計に繰り入れることができる。

附則第十八項中「第十四項、第十五項及び第十六項」を「第三項、第四項及び第五項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十九項中「第六項若しくは第八項但書又は第十一項、第十四項、第十五項若しくは第十六項」を「第三項、第四項又は第五項」に改め、「一時借入金又は」を削り、同項ただし書を削り、同項を附則第九項とし、附則第二十項から第二十二項までを削り、附則第二十三項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を附則第十項とし、附則第二十四項を附則第十一項とし、附則第二十五項中「第十七項から第十九項まで」を「第六項、第八項及び第九項」に改め、附則中同項を第十二項とし、第二十六項を第十三項とし、第二十七項を削り、附則第二十八項中「昭和四十六年度分にあつては同条の規定により算定した額に十億円と昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律第一条第一項第一号に掲げる額との合算額を、昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分にあつては同条の規定により算定した額に三百億円」を「同条の規定により算定した額に、昭和四十六年度分にあつては十億円と昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律第一条第一号に掲げる額とを、昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分にあつては同条の規定により算定した額に三百億円」に改め、同項を附則第十四項とし、同項の次に次の一項を加え、附則第十五項を附則第十項とし、同項を削る。

則第二十九項及び第三十項を削る。

15 第三項、第四項、第五項、第十項若しくは第十二項の規定による借入金又は第六項(第七項若しくは第十三項の規定による一般会計からの繰入金)は、それぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度におけるこの会計の歳入とし、第三項、第四項、第五項、第十項若しくは第十一項の規定による借入金の償還金及び利子又は地方交付税法附則第十三項の規定による特別事業償還交付金は、それぞれその支出をした年度におけるこの会計の歳入とする。

第二部

地方行政委員会會議錄第四号

昭和四十七年三月十六日

【參議院】

昭和四十七年四月四日印刷

昭和四十七年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A